

2026年度

貸与奨学生のしおり



JASSO

このしおりでは返還の必要がある第一種奨学金（大学院修士課程相当で利用できる授業料後払い制度を含む）と第二種奨学金の貸与の始まりから終了するまでの手続きや、返還にあたっての注意などを記載しています。

目次

本冊子の中で特に重要な項目	1
はじめに	
1. 貸与奨学金制度	5
2. 貸与奨学生としての心構え	5
3. 注意事項	6
第一部 貸与奨学金の主要な仕組み	
1. 貸与奨学金概要	7
2. 保証制度	8
3. 返還方式	11
4. 第二種奨学金に係る利率の算定方法	15
第二部 貸与中の手続き	
図解1〈奨学生採用から貸与終了まで〉	17
1. 奨学生証	18
2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）	24
3. 奨学金の振込み	53
4. 貸与月額の変更、受領資格等	56
5. 貸与中の異動（休学・退学、改姓等）	61
6. 貸与額通知（年に1度の借用金額等の確認）	70
7. 奨学金継続願（年1回）	72
8. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）	74
9. 進学する場合	76
10. 特に優れた業績による返還免除	77
11. 貸与終了時の手続き	83
第三部 返還	
図解2〈貸与終了から返還完了まで〉	84
1. 奨学金の返還	85
2. 個人情報情報機関の利用	93
第四部 お知らせ	
1. JASSO 災害支援金	96
2. スカラネット・パーソナル	97
3. 奨学金貸与・返還シミュレーション	99
4. アンケートへの協力をお願い	100
第五部 資料	
1. 貸与月額一覧表	101
2. 機関保証制度の「保証委託約款」	107
3. 機関保証制度の保証料（目安）	108
4. 関係規程	109

〈本冊子の用語〉 本機構…独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） あなた…奨学生本人

本冊子の内容は、関係規程の改正等により変更が生じる場合があります。

最新の情報は、本機構ホームページ等によりご確認ください。

2次元コード

①日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/index.html>

②奨学生のしおり <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>

③関係規程 <https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>



本冊子の中で特に重要な項目

本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。

各時期に受けとる書類等と必要な手続き

実施時期	受け取る書類等	必要な手続き
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(18～23ページ)	「返還誓約書」と添付書類の提出 (24～52ページ)
毎年1回 (12月～3月頃)	「貸与額通知」(70、71ページ) ※スカラネット・パーソナルで3月までに確認	スカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」を2月までに入力 (72ページ)
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」 (83ページ)	スカラネット・パーソナルから口座振替(リレー口座)加入手続き (83ページ)

書類は学校から受け取ります。提出先も学校です。詳しくは、学校の指示に従ってください。

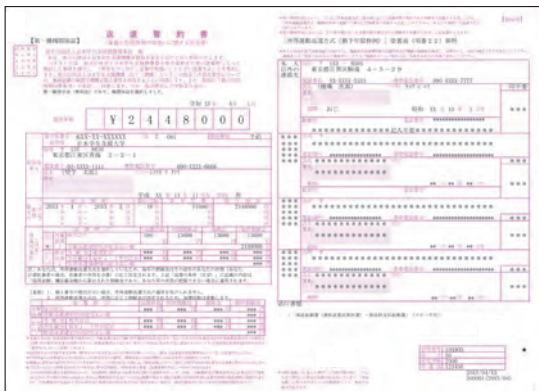
貸与奨学生証 (18～23ページ)



← あなたが本機構の貸与奨学生であることを証明するものです。

※印字されている項目を自身で確認の上、大切に保管してください。

返還誓約書 (24～52ページ) ※学校が定めた期限までに必ず提出してください。



← 「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書です。

※保証制度に応じた添付書類が必要です。(32ページ)

※印字されている内容を必ず確認してください。

スカラネット・パーソナル (97ページ)

「毎月の奨学金の金額は？ 借りる期間は？」あなたの情報を見ることができます！

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報(奨学金の金額・借りる期間・振込口座等)を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「貸与額通知」(70、71ページ)の確認や「奨学金継続願」(72ページ)の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。

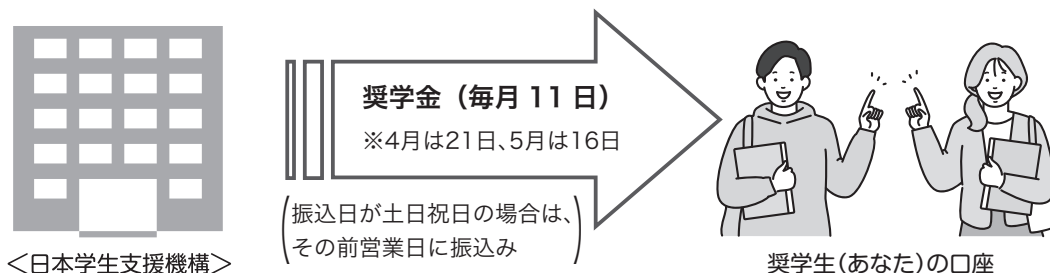
※「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

奨学金貸与・返還シミュレーション (99 ページ)

「私の返還はどうなるの？」 シミュレーションしてみよう！

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

奨学金の受け取り方 (53 ページ)



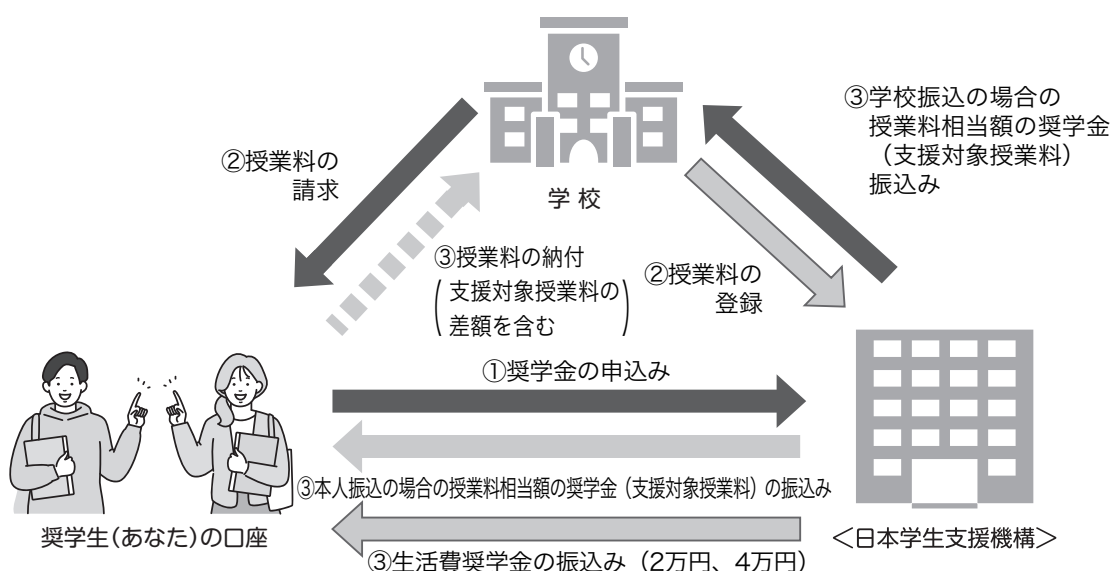
奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

振り込まれる金額 = (機関保証の方) 奨学生証の「貸与月額」から「保証料」を除いた額 (19ページの⑤-⑧)。

(人的保証の方) 奨学生証の「貸与月額」(22ページの⑤)。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる月額が制限されます。

大学院修士課程相当で利用できる授業料後払い制度の場合



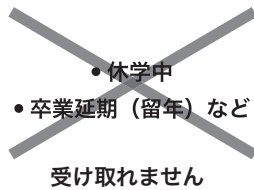
生活費奨学金の振込日 (毎月 11日) (振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み)
 ※4月は21日、5月は16日

授業料支援金は、学校もしくはあなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

生活費奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

※授業料支援金と生活費奨学金は、それぞれ保証料を差し引いたうえで振り込まれます。

⚠️ 奨学金を受け取れない例 (63ページ、68ページ、74、75ページ)



奨学金を借りている間の各種変更手続き

- 振り込まれる金額の変更（増額・減額）(56～58ページ)
※一時的な増額・減額はできません。
- 奨学金の振込口座の変更 (54ページ)
- あなたや、あなたの奨学金借入れに関する人の登録情報（氏名・住所など）の変更 (54ページ、62ページ)



奨学生(あなた)



連帯保証人 保証人
(人的保証)



本人以外の連絡先
(機関保証)

- 奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合 (62～67ページ)

奨学金継続の手続き (毎年12月～2月頃) (72ページ)

あなたが「奨学金継続願」の届出（あなたの1年間の収入・支出も報告）をスカラネット・パーソナルから入力します。



学校による審査が行われます。



次年度の奨学金が受け取れるかが決定



※学業成績が不振の場合などは、次の年度の奨学金が受け取れなくなることがあります。

奨学金の返還について (84~89ページ)

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが登録した口座（振替用口座（リレー口座））から、毎月引き落とされます。

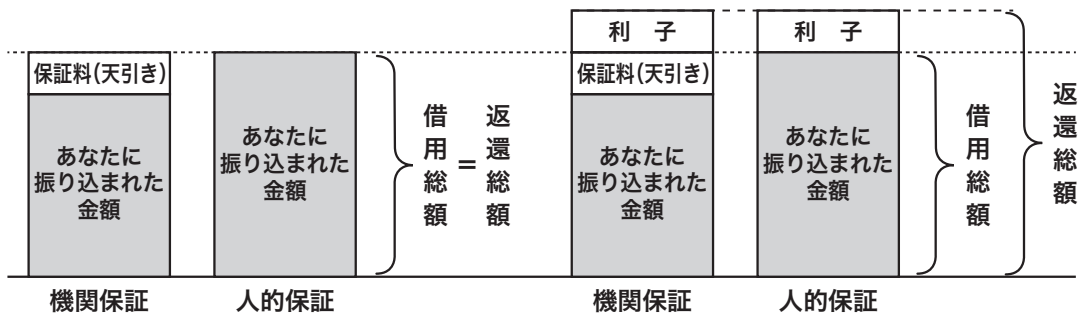
授業料後払い制度の返還は、「所得連動返還方式」により行います。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に基づき毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる返還方式です。

●あなたが返還する金額

【第一種奨学金の場合】

【第二種奨学金の場合】

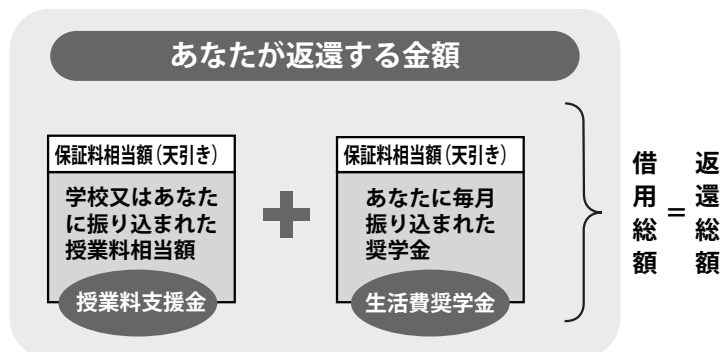


大学院修士課程相当で利用できる授業料後払い制度の場合

授業料後払い制度の返還は、「所得連動返還方式」により行います。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に基づき毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる返還方式です。

授業料後払い制度において授業料支援金と生活費奨学金はまとめて1つの奨学金として返還します。



※貸与中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合は、貸与終了時に奨学金の全部または一部（半額）の返還が免除される制度があります。（77ページ）

返還が困難になった場合—救済制度 (90~92ページ)

- ・返還月額を減額して返還（減額返還）
- ・返還期限を先送りにする（返還期限猶予）
- ・在学中の返還期限を先送りにする（在学猶予）

※減額返還・返還期限猶予を利用した場合も、返還総額は変わりません。



返還が困難になった場合は、救済制度の利用を検討してください！

※適用基準あり

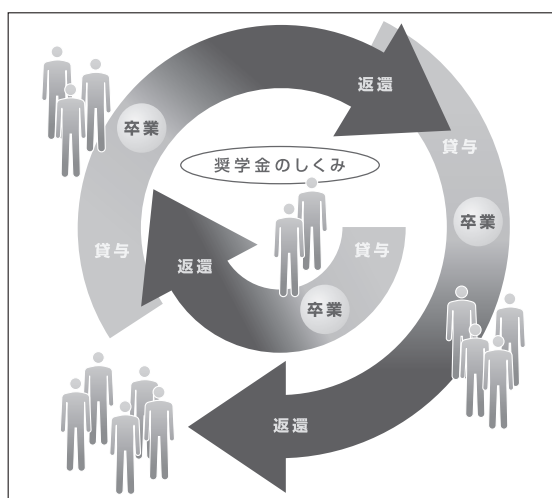
はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信を持って、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

1. 貸与奨学金制度



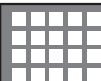
日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子（大学院修士課程相当で利用できる授業料後払い制度（以下、「授業料後払い制度」といいます）を含む）及び第二種奨学金（有利子）は借入金（貸与奨学金）です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任を持って返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

2. 貸与奨学生としての心構え

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 貸与中の手続きは、学校の指示を守り期間内に行ってください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■提出期限までに必要な手続きを行う

学校が期限を定めて書類の提出や入力等の手続きを求めています。

期限までに提出や入力をしないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがありますので、学校からの連絡には必ず対応するようにしてください。

特に「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。修学支援新制度を併せて利用するために第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（併給調整）され、0円となっている場合も返還誓約書の提出は必要です。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控又はコピーを保管してください。

■学業に励む

学業不振や性行不良等の場合には、奨学金は廃止（打ち切り）又は一定期間停止することがあります。（74、75ページ参照）

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借入金額や返還の条件を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる第一種奨学金と第二種奨学金の返還例は87～89ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与・返還シミュレーション」（99ページ参照）でも確認することができます。是非、活用してください。



第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受ける場合、借入総額及び毎月の返還額が多額となるので、借り過ぎに注意してください。

■第一種奨学金の貸与月額が調整される場合あり（併給調整）

第一種奨学金と高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整されます（多くの場合は減額となり、0円となる場合もあります）。これを併給調整といいます。調整後の貸与月額は「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額」（103～105ページ）で確認してください。

第一部

貸与奨学金の主要な仕組み

1. 貸与奨学金概要

1-1. 貸与奨学金の種類

貸与奨学金には、次の種類があります。

貸与奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金(※1)	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月一回振込
第二種奨学金		毎月の奨学金	原則として毎月一回振込
入学時特別増額貸与奨学金(※2)	有利子(※3)	一時金	採用が決定した月に一回だけ振込

大学院修士課程相当の者のみ、上記に加え、以下の種類も利用可能です。

貸与奨学金の種類	利子	貸与の方法	
授業料後払い制度(※1)	無利子	授業料支援金	支援対象授業料(授業料相当額)を学校(場合により本人)へ振込 ※別途、保証料相当額も貸与額に含まれます
		生活費奨学金(毎月の奨学金)	原則として毎月一回振込

第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。併用貸与の場合、貸与総額(返還総額)が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。

(※1) 第一種奨学金と授業料後払い制度を併用することはできません。

(※2) 入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

(※3) 第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については15~16ページを参照してください。

(参考) 授業料後払い制度とは

○授業料後払い制度は、授業料支援金と生活費奨学金を無利子で貸与する制度です。

卒業等した後、貸与奨学金として所得に応じた金額の返還が必要です。

○大学院修士課程相当でのみ利用できます。

○授業料後払い制度を利用しても、別途授業料の納付が必要になる場合があります。

授業料後払い制度を利用する場合の授業料の納付方法については、進学予定の大学院に確認してください。

○授業料後払い制度は、緊急採用の適用はありません。



2. 保証制度

- 本機構の貸与奨学金を借りる際は、「機関保証」か「人的保証」を選択します（奨学金申込み時に選択済みです。授業料後払い制度の場合は「機関保証」のみ利用できます）。

【機関保証制度とは】

本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度で、保証機関に保証料を支払う必要があります。

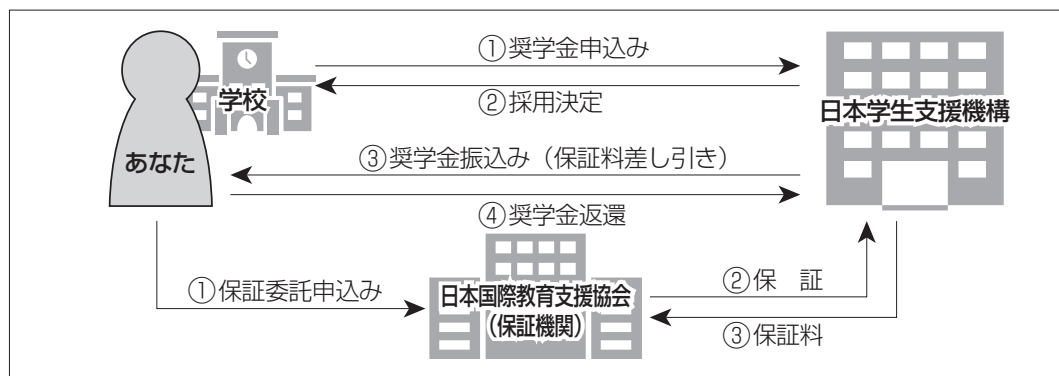
- あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたに代わって保証機関が本機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたに対し、本機構に支払った額を一括して請求します。

【人的保証制度とは】

あなたの父母・親戚等に連帯保証人と保証人を引き受けてもらう制度です（本機構が定める条件があります）。条件：28 ページ参照。

- あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、連帯保証人・保証人にも延滞のお知らせや返還の請求・督促等を行います。
- どちらを選択したとしても、奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

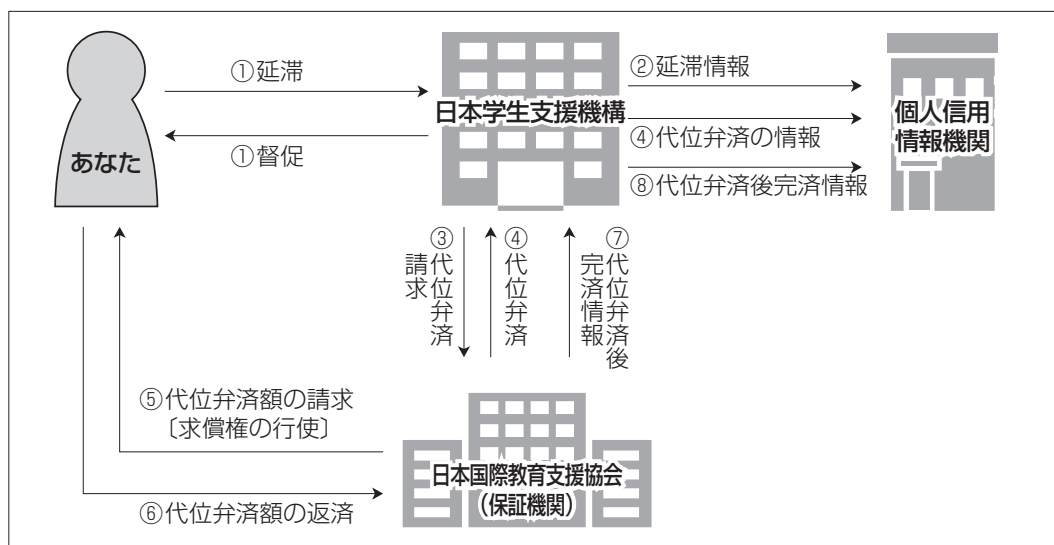
2-1. (機関保証の場合)保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ①あなたが本機構に奨学金を申し込みます。
同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」といいます）に対し保証委託を申し込みます。
- ②保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が奨学生として採用します。
- ③本機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引き、あなたの口座（授業料後払い制度の場合は、学校の指定した口座またはあなたの口座）に振り込みます。
※奨学金から差し引いた保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をあなたにさせていただきます。（保証料を含む貸与総額を返還していただきます。）

2-2. 奨学金の返還を延滞した場合

【機関保証の場合】



- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなたに対し返還の督促を行います。
- ②延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関に延滞情報が登録される対象となります※。
- ③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還未済額（元金、利子（第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む））、延滞金の合計額）を請求します。（代位弁済請求）
- ④保証機関（協会）があなたの奨学金の返還未済額を本機構に支払います。（代位弁済）また、代位弁済の情報が個人信用情報機関に登録されます。
- ⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。（求償権の行使）
- ⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。
- ⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧本機構は、代位弁済後の完済情報を個人信用情報機関に登録します（代位弁済実行後5年以内）。



ポイント

保証機関（協会）からの返済の督促に応じない場合、法的手続き（財産・給与の差し押さえ等）を行います。

【人的保証の場合】

- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなた及び連帯保証人・保証人に対し返還の督促を行います。
- ②延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関に延滞情報が登録される対象となります※。

- ③さらに延滞が続く、あなたからの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求を行います。
- ④長期に渡って延滞が解消されない場合、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む））、延滞金の合計額）を一括で請求します。これに応じない場合は、法的手続きを行うことがあります。

※新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。

2-3. 保証制度の変更

(1) 「人的保証」から「機関保証」への変更

連帯保証人又は保証人に死亡等やむを得ない事由が発生し、保証ができなくなった場合は、機関保証への変更ができます。また、第一種奨学金の返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合は、機関保証への変更が必要です（14ページ参照）。学校に必要書類を提出してください。

※あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状態である場合は、保証の変更はできません。

①変更手続きの時期

在学している学校に相談してください。なお、以下の場合は変更できません。

- ・振込保留中、休・停止中
- ・「奨学金貸与月額変更願(届)(減額)」を提出し、遡って減額が適用されて振込金額が調整されている期間

※給付奨学金と併せて利用している第一種奨学金の場合、変更手続きが行えない時期があります。なお、給付奨学金が家計急変採用の場合は、保証の変更ができない場合もあります。

②保証料の一括振込み

保証機関（協会）の規定に基づいた額を一括で振り込むことが必要です（貸与開始月から変更月までの保証料）。所定の期限までに保証料の支払いがないときは、奨学金の貸与が受けられなくなる場合があります。

(2) 「機関保証」から「人的保証」への変更

機関保証から人的保証への変更はできません。



すでに貸与を受けた奨学金の月数や期間によっては、機関保証へ変更するために振り込む保証料が多額になることがあります。

(参考1) 返還誓約書提出時に人的保証から機関保証へ変更が必要な場合は期限内に手続きをする必要があるため速やかに学校へ申し出てください。

(参考2) 2026年度に第二種奨学生として採用され、月額12万円で48か月の貸与（貸与総額576万円）を受けた者が、貸与終了時に機関保証へ変更する際に一括で振り込む保証料は、33万円程度になります。



3. 返還方式

- 第一種奨学金の奨学生は、申込時に定額返還方式か所得連動返還方式のいずれかを選択しています。
- 第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）は、定額返還方式のみとなります。
- 授業料後払い制度の場合は、所得連動返還方式のみとなります。

3-1. 二つの返還方式

(1) 定額返還方式

- ・ 貸与総額に応じて決定された一定の返還月額で返還する返還方式です。
- ・ 第二種奨学金の奨学生は全員、定額返還方式が適用されます。
- ・ 割賦方法（返還方法）は、返還誓約書提出時に、月賦返還か月賦・半年賦併用返還のいずれかを選択します（38、85ページ参照）。

(2) 所得連動返還方式

- ・ 返還月額が、前年所得で決まる返還方式です。
- ・ 第一種奨学金は定額返還方式か所得連動返還方式のいずれかを選択可能です。
- ・ 授業料後払い制度の場合は、所得連動返還方式のみです。



第一種奨学金（授業料後払い制度の場合を含む）のみが対象となります。

3-2. 所得連動返還方式による返還について

(1) 返還初年度（返還開始月から最初の9月まで）の返還月額

定額返還方式により算出した返還月額の半額（1円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、返還月額の半額が2,000円未満の場合、返還月額は最低返還月額の2,000円となります。なお、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出により最低返還月額2,000円での返還が可能です。

※返還開始が11月以降の場合、返還初年度は返還開始月から最初の9月までとなります。

※授業料後払い制度の場合、以下について取り扱いが異なります。

- ・返還初年度の返還月額は、一律2,000円です。

(2) 返還月額の見直し（返還開始翌月以降最初の10月）後の返還月額

① 返還月額の見直し時期

返還月額については、課税総所得金額及び子どもの数に基づき毎年見直しを行います。最初の返還月額の見直しは、課税総所得金額に基づき、返還開始翌月以降最初の10月に行います（10月分から見直し後の返還月額が適用されます）。初回の返還月額の見直し以降は、毎年6月～9月にマイナンバーを利用して本機構が取得した前年の課税総所得金額及び当年6月1日時点の戸籍情報から返還月額を算出し、10月～翌年9月まで、算出された返還月額で返還します。

返還中にあなたが被扶養者となっている場合は、あなたと扶養者の課税総所得金額の合計に基づき返還月額を算出します。

※授業料後払い制度の場合、以下について取り扱いが異なります。

- ・年収が300万円程度になるまで、最低返還月額（2,000円）での返還となります。
- ・あなたが被扶養者となっている場合も、扶養者の所得は合算されません。

② 返還月額

返還月額 = (課税総所得金額 - あなたの子ども的人数 × 33万円) × 9% ÷ 12（1円未満の端数は切り捨て）となります。算出した額が2,000円未満の場合、返還月額は2,000円となります。

※ あなたの子ども1人につき33万円を課税総所得金額から控除します。

※ 最低返還月額は2,000円です。前年の課税総所得金額が0円の場合でも、返還月額は0円にはなりません。

3-3. 二つの返還方式の違い

対象となる奨学金の種類	所得連動返還方式		定額返還方式
	第一種奨学金	授業料後払い制度	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	機関保証制度（保証料が必要）のみ		機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	<p>※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合又は授業料後払い制度の場合は、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。</p> <p>※「併願」とは、第一種奨学金又は授業料後払い制度が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望することです。</p> <p>マイナンバーを利用して取得（返還2年目以降）した前年の所得情報等に基づき10月～翌年9月の返還月額を算出 $(「課税対象所得（課税総所得金額）」 \times 9\% \div 12)$ (1円未満の端数は切り捨て)</p> <p>※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。</p> <p>※子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。</p> <p>※「授業料後払い制度」と「授業料後払い制度」以外の第一種奨学金の所得連動返還方式とでは、返還月額の算出方法が一部異なります。</p> <p>※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。</p> <p>※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。</p> <p>※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額 × 貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば × 2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば × 3）により返還をしていただくこととなります。</p>		<p>※返還初年度の返還月額は、一律2,000円です。</p> <p>※年収が300万円程度になるまで最低返還月額（2,000円）での返還となります。</p> <p>※「授業料後払い制度」の奨学金のほかに、学部等で貸与を受けていた第一種奨学金で所得連動返還方式を選択していた場合の返還月額の例：</p> <p>①返還1年目 2,000円 [授業料後払い制度の返還月額] + 学部等で貸与を受けていた第一種奨学金の定額返還方式の返還月額の半額。 ただし申請により2,000円 [学部等の第一種奨学金の返還月額]</p> <p>②返還2年目以降・年収が300万円以下で子がない場合 2,000円 [授業料後払い制度の返還月額] + (課税対象所得(課税総所得金額) × 9% ÷ 12) [学部等の第一種奨学金の返還月額]</p> <p>③返還2年目以降・年収が300万円超で子がない場合 課税対象所得(課税総所得金額) × 9% ÷ 12 × 2 [授業料後払い制度と学部等の第一種奨学金の返還月額の合計]</p>
割賦方法	月額返還のみ		返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択
返還困難な場合	返還期限猶予制度が利用可能（減額返還制度は利用不可）		減額返還制度、返還期限猶予制度が利用可能

貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還

※何らかの事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出していない場合は、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。

⚠ 所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、割賦方法（返還方法）は「月賦返還」のままとなります。

【返還月額の例】大学（学部）で48か月、月額50,000円を借りた場合
 <貸与総額 2,400,000円>

	定額返還方式	所得連動返還方式	年収	課税総所得金額(※1)	返還月額
返還回数(年数)	180回(15年)	返還が終わるまで	600万円	303万円	約22,700円
			500万円	238万円	約17,900円
			400万円	173万円	約13,000円
返還月額	13,333円	返還開始後最初の9月まで6,666円。以降は、前年収入・所得から決定(右の表を参照)	300万円	114万円	約8,600円
			200万円	59万円	約4,400円
			144万円	24万円	最低返還月額
			100万円	0万円	2,000円

本人の年収300万円以下の場合、返還期限猶予の利用が可能

※1 単身世帯の場合の目安。

3-4. 所得連動返還方式選択者のマイナンバーの提出について

所得連動返還方式選択者は課税総所得金額及び子どもの数に基づき毎年返還月額の見直しを行うためマイナンバーの提出が必要となります。

※貸与終了後にあなたが被扶養者となっている場合は、あなたを扶養している方のマイナンバーの提出が必要となります（授業料後払い制度の場合を除く）。

※申込時等にあなたのマイナンバーを提出していない場合は、返還方式を定額返還方式に変更する手続きを学校で行ってください。

3-5. 第一種奨学金の返還方式の変更について

第一種奨学金利用者は、返還方式の変更が可能です。

【貸与中】

貸与期間が終了する年度の一定の期限まで、定額返還方式と所得連動返還方式のどちらの返還方式にも変更できます。

(1) 変更手続き

学校を通じて「第一種奨学金返還方式変更届」（所定の用紙）を提出してください。

(2) 変更手続き期限

年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。

なお、貸与中でも以下の場合は「返還方式の変更」はできません。

- ①振込保留中、休・停止中
- ②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ③通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

【貸与終了後】

「定額返還方式から所得連動返還方式」への変更はできますが、「所得連動返還方式から定額返還方式」への変更はできません。

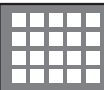
(1) 変更手続き

所定の様式を本機構から取り寄せ、記入した上で本機構に送付してください。その時点で本機構にあなたのマイナンバーを提出していない場合は、「マイナンバー提出書」と「マイナンバーカード」等のコピーを別途、本機構が指定する宛先に簡易書留により送付してください。



ポイント

- ・人的保証を選択している方が、定額返還方式から所得連動返還方式へ変更する場合は、機関保証に変更（10ページ参照）する必要があります。その場合、保証料について、保証機関（協会）に一括で支払う必要があります。
- ・所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、保証制度は変更できません。
- ・延滞している場合は、返還方式の変更はできません。



4. 第二種奨学金に係る利率の算定方法

- 第二種奨学金の利率の算定方法は、①「利率固定方式」と②「利率見直し方式」があり、申し込む際にいずれか一方を選択します。
- 実際の利率及び割賦金は貸与終了後に決定し、本機構より「第二種奨学金の返還条件等通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。
- いずれの方式も、基本月額に係る利率は財政融資資金等の利率が適用され、年 3.0%を超えることはありません。奨学金貸与中、在学猶予中及び返還期限猶予中は、無利息です。

4-1. 二つの利率算定方法

(1) 「利率固定方式」と「利率見直し方式」

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。奨学金貸与中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます。それぞれの方式の詳細は、以下のとおりです。

○ 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

①利率固定方式	貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変動しません。
②利率見直し方式	貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※ 「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金（第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金）の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

(2) 基本月額に係る利率

年度末等の貸与終了者の基本月額に係る利率は次ページの表のとおりです。

なお、詳しくは、本機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu_santei.html



○第二種奨学金の貸与利率

	区 分	利率固定方式	利率見直し方式
貸与終了年月	2023年3月	0.905%	0.300%
	2024年3月	0.940%	0.400%
	2025年3月	1.641%	1.100%
	2025年11月	2.112%	1.300%

4-2. 増額貸与利率の算定方法

- ①私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ②法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ③入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合

上記①～③の貸与利率は、基本月額に係る利率と増額月額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」といいます）を加重平均して決定されます。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定されます（年3.0%が上限です）。

増 額 貸 与 利 率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となります。財政融資資金の利率が3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率となります（上限は設けられていません）。

4-3. 「利率の算定方法」の変更手続き

(1) 変更申請期間

貸与期間が終了する年度の一定期間まで変更できますが、その期限は年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、学校を通じて変更の手続きをしてください。

(2) 変更方法

「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」（所定の用紙）を学校を通じて提出してください。人的保証制度選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印による押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

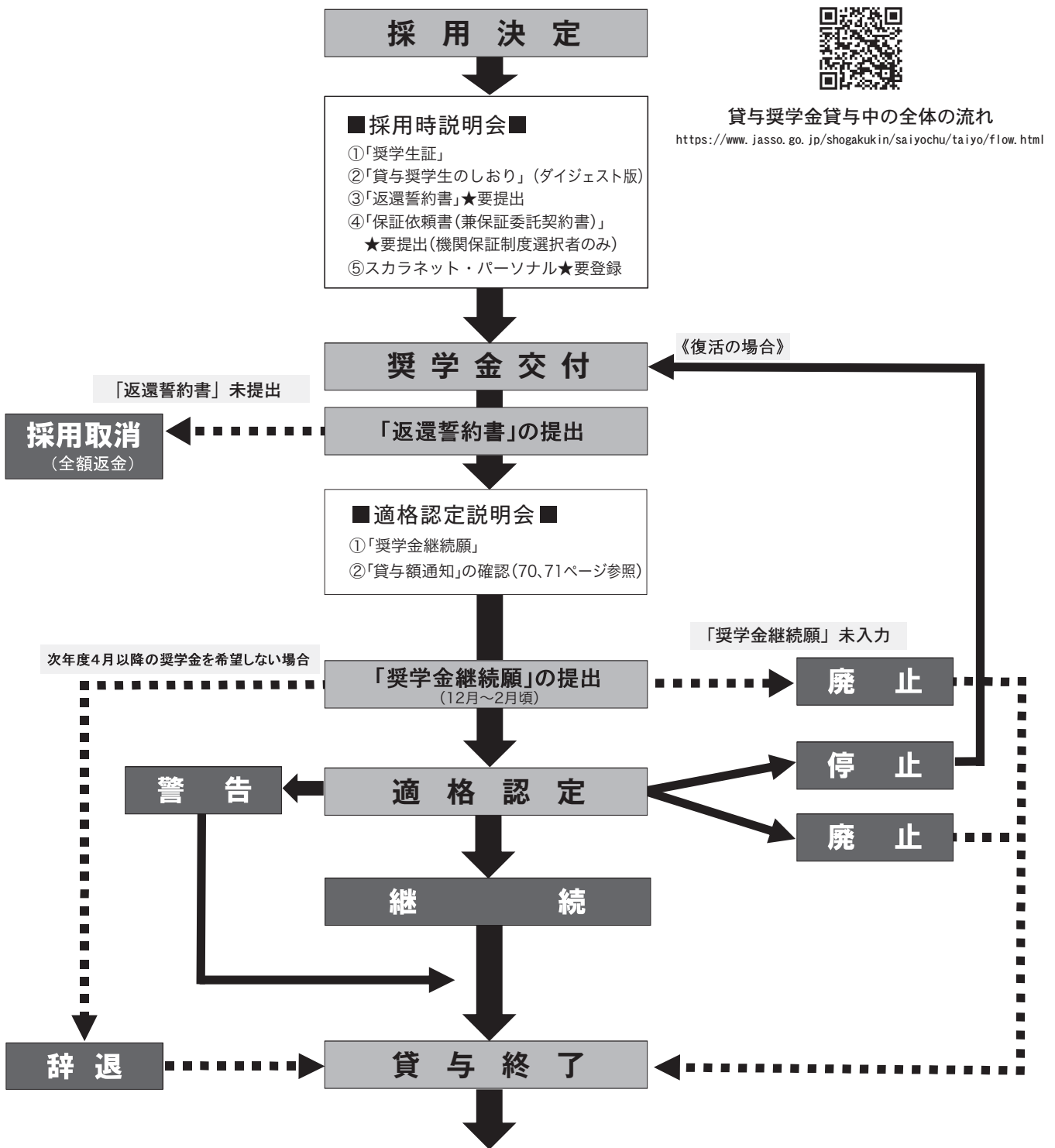
(3) 「利率の算定方法」を変更できない場合

- ①振込保留中、休・停止中
- ②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ③貸与終了後
- ④第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金のみで採用された場合の入学時特別増額貸与奨学金
 ※原則として入学時特別増額貸与奨学金は初回振込時に全額振り込まれ、利率及び「利率の算定方法」がその時点で確定するためです。第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ人の場合は変更できます。
- ⑤通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

第二部

貸与中の手続き

図解 1 <奨学生採用から貸与終了まで>



図解 2 (貸与終了から返還完了まで) 84ページ



1. 奨学生証

- 「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。
- 第一種奨学金、第一種奨学金（授業料後払い制度）と第二種奨学金の奨学生証は、それぞれ発行されます

1-1. 第一種奨学金（無利子）

例) 第一種奨学金 奨学生証（機関保証）

※ 奨学生証（人的保証）は、⑧保証料月額印字はありません。

	
奨 学 生 証 (第一種奨学生採用決定通知)	
学 校 名	日本学生支援 大学
① 奨 学 生 番 号	6XX-XX-XXXXXX
学 籍 番 号	J12345
② 奨学 太郎	様
あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の奨学生であることを証します	
社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい	
③ 貸 与 の 始 期	令和 XX 年 4 月 1 日
④ 貸 与 の 終 期 (予定)	20XX年 4 月分
⑤ 貸 与 月 額	20XX年 3 月分 64,000 円
⑥ 振込先金融機関名	機構信用金庫
⑦	・過去に同一区分で第一種奨学金の貸与を受けた者の貸与期間は、現在の学校の修業年限から過去の貸与期間を差し引いた期間となり、上記貸与期間と異なる場合があります。
⑧	(参考) 上記の貸与月額から差し引かれる保証料月額は、3,137円です
独立行政法人 日本学生支援機構理事長 吉岡 知哉 (印影印刷)	

※見本は奨学生のしおり作成時点のものであります。ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
(旧字体の使用字体例) 吉→吉、祐→祐

③貸与の始期

奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことで。

④貸与の終期（予定）

奨学金の終了年月（何年何月分まで借りる予定なのか）のことで。

貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、調整後の貸与月額が印字されています。

なお、申込時に自宅外通学を選択した場合でも、給付奨学金を受けており（第一種奨学金と同時に採用となった場合も含む）自宅外通学の証明書類の審査が完了していない場合、自宅月額で振込みが開始されます。そのため自宅通学の貸与月額が印字されます。

※高等専門学校で1～3年生で採用となった場合は、1～3年生の間の貸与月額と4・5年生の間の貸与月額がそれぞれ印字されます。

※貸与月額が変更されても、奨学生証の再発行はいたしません。あなたの奨学金に関する情報についてはスカラネット・パーソナルから確認してください。

⑥振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは54ページを参照してください。

貸与月額の一覧は101～106ページを確認ください。

⑦特記事項

最高月額が利用できない人には、その旨が印字されています。

⑧保証料月額

機関保証制度を選択した人に印字されています。

なお、保証料は奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。



ポイント

複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

⑨その他制度適用者

以下の制度適用者に印字されています。

① 定額返還方式又は所得連動返還方式

奨学金申込時（予約採用の人は進学届提出時）に選択した返還方式が印字されています（返還方式については11ページを参照してください）。

※「(猶予年限特例)」は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予（91ページ参照）を願い出ることができる人に印字されています。

② 第一種奨学金再貸与

再貸与を申し込み、採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて1回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度貸与を受けることができます。

1-2. 第一種奨学金（授業料後払い制度）



JASSO

奨学生証

(授業料後払い制度採用決定通知)

学 校 名 日本学生支援 大学

奨 学 生 番 号 3XX-XX-XXXXXX 所得運動返還方式

① 学 籍 番 号 J12345 第一種奨学金再貸与 ⑧

② 奨学 太郎 様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の授業料後払い制度による第一種奨学金の奨学生であることを証します

社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

独立行政法人
日本学生支援機構理事長

吉岡 知哉 (印影印刷)

③ 令和 XX年 4月 1日 ④ 貸与の始期 20XX年 4月分

⑤ 貸与の終期 (予定) 20XX年 3月分

⑥ 授業料支援金 (予定総額) 1,107,642 円 (うち、保証料 36,042 円)

⑦ 生活費奨学金 (月額) 40,000 円 (うち、保証料 1,032 円)

⑦ 振込先 支援対象授業料：学校指定口座 生活費奨学金：●●●●●●●●●●銀行

① 授業料支援金と生活費奨学金は、それぞれ保証料を差し引いたうえで振り込まれます。
② 授業料支援金から保証料を差し引いた支援対象授業料の振込先は学校となります。また、授業料支援金の額は、学校の定める授業料の額により変動することがあります。
③ 過去に同一区分で第一種奨学金又は授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けた者の貸与期間は、現在の学校の修業年限から過去の貸与期間を差し引いた期間となり、上記貸与期間と異なる場合があります。

第一種・第二種奨学金を申し込んで不採用となった方は、当該不採用の処分について、次のとおり審査請求等ができます。
(奨学金に関する決定(処分)に関する審査請求・処分の取消しの訴えについて)

1. 不採用の決定(処分)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日を翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構主で、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

2. この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構(代表者理事長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日を翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁決所に対して当該裁決を踏襲した後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日を翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

第一種奨学金（授業料後払い制度）と入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用の奨学生番号が別に付番されます。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
〔旧字体の使用字体例〕吉→吉、祐→祐

③貸与の始期

奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。

④貸与の終期（予定）

奨学金の終了年月（何年何月分まで借りる予定なのか）のことです。

貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤授業料支援金

国公立最大535,800円、私立最大776,000円（1年間の額。この額を「支援対象授業料」といい学校が金額を決定します。）に保証料相当額を加えた額となります。

※あなたは支援対象授業料の額を決定することはできません。支援対象授業料の額は学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）によって変動することがあります。

⑥生活費奨学金

月額2万円、4万円から選択し、実際に振り込まれる額は保証料相当額を差し引いた額となります。なお、0円を選択することも可能です。



ポイント

複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

⑦振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは54ページを参照してください。

⑧第一種奨学金再貸与

再貸与を申し込み、採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金または授業料後払い制度の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて1回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度貸与を受けることができます。

1-3. 第二種奨学金（有利子）

例) 第二種奨学金 奨学生証（人的保証）

 JASSO	
奨学生証 (第二種奨学生採用決定通知)	
学 校 名	日本学生支援 大学
① 奨 学 生 番 号	8XX-XX-XXXXXX
学 籍 番 号	J12345
② 奨学 太郎	様
あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の奨学生であることを証します 社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい	
③ 貸与の始期	令和XX年 4月 1日
④ 貸与の終期(予定)	20XX年 4月分 20XX年 3月分
⑤ 貸与の月額	100,000 円
⑥ 入学時特別増額貸与額	300,000 円
⑦ 利率の算定方法	利率見直し方式
⑧ 振込先金融機関名	機構信用金庫
独立行政法人 日本学生支援機構理事長 吉岡 知哉 (印影印刷)	

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
(旧字体の使用字体例) 吉→吉、祐→祐

③貸与の始期

奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

④貸与の終期（予定）

奨学金の終了年月（何年何月分まで借りる予定なのか）のことです。

貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

貸与月額の一覧は101～106ページを確認ください。

⑥入学時特別増額貸与額

入学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用された人に印字されています。

※ 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかです。



入学後の申込者で、学校から「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」の提出を求められた人には「入学時特別増額貸与額」が印字されていない場合があります。

⑦利率の算定方法

第二種奨学金（有利子）の奨学生として採用された人に印字されています。

※ 「利率固定方式」又は「利率見直し方式」（奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）に選択済み）のいずれかです（15ページ参照）。

※ 貸与中の一定期間まで変更できます（16ページ参照）。

⑧振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは54ページを参照してください。

奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。（例：626 - 04 - 000000）

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第一種奨学金	6	26	04	○○○○○○
第二種奨学金	8	26	08	○○○○○○

①貸与種別（1桁）

- 3 第一種奨学金
授業料後払い制度
（無利子）
- 6 第一種奨学金
（無利子）
- 8 第二種奨学金
（有利子）

②採用年度（西暦下2桁）

例 2026年→26

③学種（2桁）

- 01 高等専門学校
- 02 短期大学
- 04 大学学部
- 06 大学院
- 08 専門課程を置く専修学校
- 09 通信課程

④通し番号（6桁）

第一種奨学金（月額）と入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用（第二種奨学金）の奨学生番号が別に付番されます。この時、第二種奨学金の通し番号の上1桁は「7」となります。

1-4. スカラネット・パーソナルの登録

◆奨学生証を受領したら併せてスカラネット・パーソナルにアクセスしてください。

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報（奨学金の金額・借りる期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。「貸与額通知」（70、71ページ）の確認や「奨学金継続願」（72ページ）の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。

◆「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

2. 返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

- 「返還誓約書」は、あなたと本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
- あなたは、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
（注）第一種奨学金の貸与月額が併給調整により「0円」の場合でも、必ず、提出が必要です！
- 「返還誓約書」には、申込みの際にあなたがスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、学校に申し出てください。

2-1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

（1）返還誓約書とは

返還誓約書は、あなたと本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。返還誓約書で、これからあなたが貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認することができます。

（2）返還誓約書の提出

学校が指示した期日までに必ず提出してください。提出のない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

※授業料後払い制度の場合

- ・採用取消になった場合、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、学校から本機構へ返金されます。その分の授業料の納付については、学校の指示に従ってください。



ポイント

- 学校及び本機構の審査により不備が見つかった場合は、学校から返還誓約書が返却されますので、不備を解消したうえで再提出してください。なお、不備が解消されるまでの間は、奨学金の振込みが停止となることがあります。

【給付奨学金（新制度）を受給し、あるいは授業料等減免を受けながら第一種奨学金を併せて利用する場合】



ポイント

- 第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（併給調整）され、0円となる場合があります。その場合も返還誓約書の提出は必要です。
- 第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている併給調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は、併給調整後の月額により算出しています。
- 併給調整等により第一種奨学金の借用予定金額が増額となった場合は、別途「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となる場合があります。
- 併給調整等により貸与月額が変動する場合は、実際に貸与された奨学金の総額について返還義務を負います。

【授業料後払い制度利用者の場合】



ポイント

- 借用金額は、学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金及び本人の選択した生活費奨学金の額で貸与終了（予定）月まで借用した場合の金額が表示されています。借用金額は学校による授業料減免等に伴う授業料の額の変動や貸与中のあなたからの願出等により、増減する場合があります。

【返還誓約書を訂正した場合】

返還誓約書に印字された情報を訂正又は新規追加する場合この届出様式が必要となります。

※あなたの氏名・生年月日の訂正には、他にも必要な手続きがありますので、必ず学校に申し出てください。

※この用紙は学校に申し出て、学校から受け取ってください。

【氏名】氏名欄にアルファベットは記入不可です。カタカナ表記で記入してください。

返還誓約書記載事項訂正届

[様式25-1] (表面) ※記入方法は裏面参照 **返還誓約書記載事項訂正届 (成年者用)** ※未成年者は様式25-2を使用してください。

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿 「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で訂正(変更)又は新規に追加した内容を届け出ます。

貸与

この用紙の提出のみでは訂正(変更)・新規追加は行いません。必ず返還誓約書上でも訂正(変更)・新規追加を行ってください。氏名欄にアルファベットを記入することはできません。カタカナ表記で記入してください。	(有) 返還誓約書 (返還誓約書)	返還誓約書に印字された日付 令和 年 月 日	奨学生番号	学籍番号	電話番号	携帯番号	
		住所 下記 ※①参照	郵便番号	電話番号	携帯番号	電話番号	携帯番号
		フリガナ	生年月日	S・H	年 月 日	※奨学生本人の氏名・フリガナ・生年月日の訂正(変更)には別途手続きが必要です。学校窓口へ申し出てください。	
		氏名	姓	名	続柄	※返還誓約書の本人欄の訂正はあく本人以外の者(連帯保証人等)のみの訂正が必要な場合は、二重枠内の「日付」「奨学生番号」「フリガナ」「氏名」のみの記入が必要です。この場合本人欄の他の項目は記入しないでください。	
		訂正(変更)・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。		郵便番号・住所・電話番号・携帯番号		※返還誓約書の本人欄について一欄でも訂正がある場合は、この欄は全項目への記入が必要です。	
		印鑑登録証明書に記載の住所	郵便番号	電話番号	携帯番号	電話番号	携帯番号
		フリガナ	生年月日	S・H	年 月 日	勤務先名	勤務先住所
		氏名	姓	名	続柄	続柄コード	※裏面の連帯保証人の選任条件を確認の上、全てご記入ください。
		訂正(変更)事由	※続柄コードについては裏面参照のこと				
		印鑑登録証明書に記載の住所	郵便番号	電話番号	携帯番号	電話番号	携帯番号
		フリガナ	生年月日	S・H	年 月 日	勤務先名	勤務先住所
		氏名	姓	名	続柄	続柄コード	※裏面の保証人の選任条件を確認の上、全てご記入ください。
訂正(変更)事由	※続柄コードについては裏面参照のこと						
現住所	郵便番号	電話番号	携帯番号	電話番号	携帯番号		
フリガナ	生年月日	S・H	年 月 日	※奨学生本人以外でなければなりません。			
氏名	姓	名	続柄	続柄コード			
訂正(変更)事由	※続柄コードについては裏面参照のこと						

※①2020年度以降採用者は現住所(2019年度以前採用者は住民票に記載の住所)です。ただし、マイナンバー未提出者は住民票に記載の住所です。
 ※この届出用紙は個人学号の2における返還誓約書記載事項訂正届を兼ねます。
 ※この届出用紙の写し(コピー)はご自身でご利用ください。学校へ提出後、日本学生支援機構からはこの届出用紙の写しを発行しません。
 ※記入いただいた情報及ぶならんが学号に関する情報は、機関の奨学生支援業務、奨学金事務(返還誓約書含む)及び在籍する学校での授業料徴収や事務のために利用されます。この利用は別の規定の範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び関係機関等に必要に応じて提供されます。その他には利用されません。機関が保有する個人情報のうち保証書に必要情報が保証書に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学生の重要情報の提供等のために都合があった場合は、選定期間内においてあなたの情報が提供されます。

(2X. 4)

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

2-2. 連帯保証人・保証人の選任条件（人的保証）

（1）連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

次の条件すべてを満たす必要があります。

- ①あなたが成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない場合は、あなたの兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族。
- ②あなたが未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。
- ③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ④学生でない方。
- ⑤あなたの配偶者・婚約者でない方。
- ⑥債務整理中（破産等）でない方。
- ⑦貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。

（2）保証人

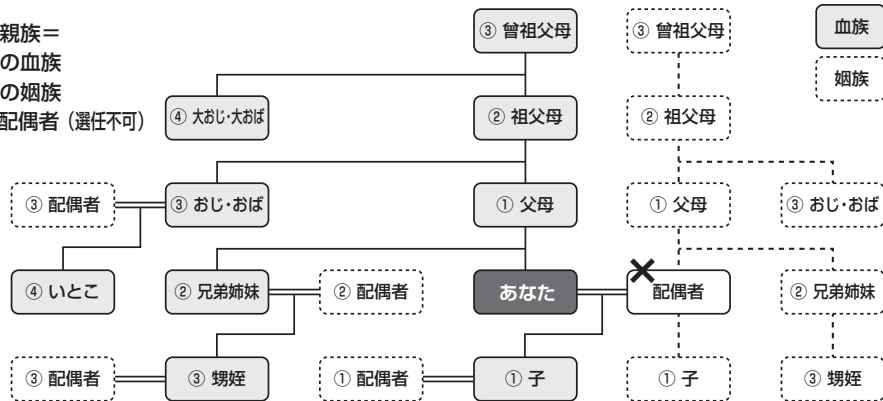
あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①あなた及び連帯保証人と別生計の方。
- ②あなたの父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族の方。
- ③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で65歳未満である方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満である方。
- ④返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ⑤学生でない方。
- ⑥あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。
- ⑦債務整理中（破産等）でない方。
- ⑧貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。

4 親等以内の親族＝

- ・4 親等内の血族
- ・3 親等内の姻族
- ・あなたの配偶者（選任不可）



【連帯保証人・保証人に選べない人がいます】

- 未成年者・学生
- あなたの配偶者・婚約者
- 債務整理中の人

連帯保証人に選べない人

- あなたの父母
- あなた又は連帯保証人と同一生計の人
- 未成年者・学生
- あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者
- 債務整理中の人

保証人に選べない人

- 4親等を超える親族
- 65歳以上の人

条件つきで保証人に選べる人

【貸与終了時にあなたが満45歳を超える場合】この人も選べません。

- 60歳以上の人

連帯保証人に選べない人

- 60歳以上の人

保証人に選べない人

【年齢について】

あなた及び連帯保証人・保証人の年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律（明治35年12月2日法律第50号）」によります。

連帯保証人・保証人の選任条件の例外

連帯保証人ならば28ページの2-2.(1)①、保証人ならば2-2.(2)②③の条件を満たさない場合に限り、借用予定総額（保証人は借用予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる次の条件を満たす者を選任することができます。

以下の(ア)(イ)いずれかの条件を満たし、返還予定期間を通じて生活を維持し、借用予定総額(保証人は借用予定総額の2分の1)の返還を確実に保証することを示す、「返還保証書」(50ページ参照。コピーして使用可。)及び資産等に関する証明書類の提出があること。

(ア) 源泉徴収票 : (給与所得者) 年間収入 \geq 320万円

確定申告書(控) : (給与所得者以外) 年間所得 \geq 220万円

※年金収入は給与として取り扱います。

※給与所得者以外の場合で、給与所得もあるときは、年間所得金額(年間所得 \geq 220万円)により判断してください。

※直近の源泉徴収票、確定申告書(控)は直近の所得証明書に代えることができます。

※「確定申告書の控え」を提出する場合はe-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済みであることが確認できるものを添付。

(イ) 預貯金残高証明書、取引残高報告書(評価額の分かるもの)、固定資産評価証明書(評価額の分かるもの)

: 預貯金残高+評価額 \geq 借用予定総額(返還誓約書に印字されている金額)
(保証人は借用予定総額の2分の1)

※固定資産評価証明書に併せて「登記事項証明書(全部事項証明書)」が必要な場合があります。詳細は、50~51ページをご覧ください。

※(ア)(イ)複合の場合は、「返還保証書」(50ページ参照)の4.のIIIにより判断してください。

※預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等(評価額の分かるもの)は、返還誓約書に印字された日付から3か月前以降に発行されたものを添付してください(例:誓約日が4月1日の場合、1月1日以降に発行されたもの)。

連帯保証人・保証人が死亡した場合や、債務整理等により選任条件を満たさなくなった場合は、新たな連帯保証人・保証人を選任するか、機関保証への変更が必要となります。

2-3. 親権者・後見人

(1) 親権者

民法で定められた親権者のことです。あなたが未成年の場合、通常は父母が親権者となります。父母のいずれかがいない場合は1人となります。

(2) 後見人

民法で定められた未成年後見人のことです。親権者がいない場合に法定代理人となる人を指します。

2-4. 返還誓約書記入上の注意（記入例は38～49ページ参照）

(1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。

(2) 署名について

①あなた、連帯保証人・保証人（人的保証制度選択者のみ）、本人以外の連絡先（機関保証制度選択者のみ）、親権者・未成年後見人（あなたが未成年者の場合）の欄は、各自が署名してください。同一の筆跡は認められません。

②奨学生本人欄の署名は、返還誓約書の印字に間違いがないか確認して、あなたが署名してください。



ポイント

●返還誓約書に印字された日付時点で未成年者の場合は、親権者欄は父母ともに署名が必要です。

●親権者欄の印字が一方のみの場合は、学校に申し出てください（父母のいずれかがいない、もしくは未成年後見人が選任されている場合はこの限りではありません）。

③連帯保証人・保証人の署名は印鑑登録証明書のとおり署名してください。

返還誓約書はスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した情報が印字されています。返還誓約書に通用字体が印字されている場合でも、印鑑登録証明書に記載されている氏名が旧字体の場合は、旧字体で署名してください。

なお、返還誓約書に印字されている通用字体を訂正する必要はありません。



ポイント

印鑑登録証明書の氏名がアルファベットで記載されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はそのどちらかで署名してください。

(3) 押印について

①あなた、本人以外の連絡先（機関保証選択者のみ）、親権者・未成年後見人（あなたが未成年の場合）の押印は不要です。

②連帯保証人・保証人の印（実印）は朱肉で鮮明に押してください。

(4) 続柄について

続柄が「その他（ ）」と印字されている場合は、（ ）内に具体的な続柄を必ず記入してください（例：その他（はとこ））。

(5) 訂正方法について（48、49ページ参照）

【記入上の注意】

●消せるボールペンは使わない。

●連帯保証人・保証人（人的保証選択者）の実印は朱肉で押す（鮮明に）

●続柄 その他（ ） ←（ ）内を記入してください。

（例：大おじ・大おば・知人・離婚した父・離婚した母等）

【書き間違ってしまったら？】

- ① それぞれ以下の方が訂正します。代筆は不可です。
 - ・本人欄の訂正：あなた
 - ・連帯保証人欄の訂正：連帯保証人、保証人欄の訂正：保証人
 - ・本人以外の連絡先の訂正：本人以外の連絡先の方
 - ・親権者欄の訂正：親権者
- ② 誤った項目（署名、住所等）を全て二重線で消してください。
- ③ 連帯保証人・保証人欄の訂正は、二重線の上に実印を訂正印として押印してください。
- ④ その欄の中に、改めて正しく記入してください。

※各欄内での訂正が難しい場合は、学校に申し出てください。



認められない例：

- ✕ なぞり書き
(一度書いた文字の上から書いたり、他の人が書いた文字をなぞったりする)
- ✕ 一部分だけの修正
- ✕ 修正液・修正テープの使用
- ✕ 紙を削る
- ✕ 上から紙を貼る

返還誓約書等の押印(訂正印)の要否について

区分	様式	対象者	押印(訂正印)要否
機関保証	返還誓約書	奨学生本人・本人以外の連絡先(親権者)	不要
	保証依頼書・保証料支払依頼書	奨学生本人・(親権者)	不要
人的保証	返還誓約書	奨学生本人・(親権者)	不要
		連帯保証人・保証人	必要(実印)

2-5. 返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は次表の通りです。保証制度により異なります。申込時にマイナンバーを提出した奨学生本人は、「住民票」を添付する必要がありません。ただしマイナンバーを提出していない奨学生本人は「住民票」を添付する必要があります。また、併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。なお、住民票はマイナンバーの記載がないものを添付してください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

保証の種類	添付書類
機関保証	1. 「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書(機構・協会用)」(コピー不可) ※添付が必要な人のみ、市区町村で発行されたあなたの「住民票」 (コピー不可、マイナンバーの記載がないもの)
人的保証	1. 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可) 2. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可、マイナンバーの記載がないもの、1年間の収入が分かるもの) 3. 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可) ※添付が必要な人のみ、市区町村で発行されたあなたの「住民票」 (コピー不可、マイナンバーの記載がないもの)



ポイント

①印鑑登録証明書（連帯保証人及び保証人）、住民票（マイナンバーを提出していない奨学生本人のみ必要）は、返還誓約書に印字された誓約日（スカラネット入力日）から3か月前以降に発行されたものを添付してください。

②連帯保証人の「収入に関する証明書類（1年間の収入が分かるもの）」は、次のいずれかを添付してください（コピー可）。

○収入に関する証明書類（※提出時において最新の証明書類）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控） ※「確定申告書の控え」を提出する場合はe-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済みであることが確認できるものを添付	税務署
確定申告書（控）の提出ができない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

③連帯保証人や保証人が海外赴任などで、一時的に国外居住となり、「印鑑登録証明書」を取得できない場合は、在外公館（日本大使館・領事館）にて取得した「署名証明書」を印鑑登録証明書の代替書類として、返還誓約書の添付書類として提出することが可能です。また、「収入に関する証明書類」を取得できない場合は、学校へ問い合わせてください。

④連帯保証人・保証人の住所は、国内住所のみの登録となっていますので、海外在留中は、国内の連絡がつく住所を登録していただく必要があります。詳しくは学校へ問い合わせてください。

⑤連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」（様式は50、51ページ参照。コピーして使用可。）と資産等に関する証明書類（30ページ囲み記事参照）を提出してください。なお、あなたが未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人である必要があります。

学校に提出する「返還誓約書」に必ず添付する書類（見本）

(1) 機関保証選択者（2点）①は全員必要、②は添付が必要な人（申込時にマイナンバーを提出していない奨学生本人）のみ

①保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（記入方法、詳細は36、37ページをご覧ください）

[成年用]

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 令和 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸付を申し込み、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸付（返還）について保証することを前面記載の保証委託契約書に同意し、以下の【確認事項】を確認したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に委託します。

また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

【確認事項】

- ・奨学金は、私本人が自分の意思と責任により申込みを行い、毎月の貸付額は、真に必要な額を選択している。
- ・奨学金は責任を持って返還する必要がある（保証料を支払うことで返還が免除されることはない）。
- ・奨学金の返還が困難な場合、延滞前に機構に返済制度（減額返還、返還期限猶予）を申し出る。
- ・奨学金の返還を一定期間延滞した場合、私の代わりに協会が機構に対し返済するが（これを代位返済という）、その後は協会に対しその分を返済しなければならない。
- ・代位返済が行われるとその情報が個人信用情報機関に登録され、延滞情報が登録された時と比べクレジットカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい制約を受けることがある。

学 校 名	学部・課程・学科	学科・専攻・研究科	奨学生番号
学 校 の 種 別	大学(学部) ・ 短大	短期大学 ・ 高等専門学校 ・ 専修学校(専門課程)	学籍番号
フリガナ	(印成・印取)		
氏 名	生 年 月 日	年 月 日	
現 住 所	〒	電 話 (携帯・自宅)	()

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

依頼日 令和 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸付金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本人(自署)	氏 名 (必ず記入) 印記は不可
--------	---------------------

(注) この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

本書にご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う奨学金貸付業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

(学校使用欄)

学 校 番 号	区 分
(機構・協会用)	(2026.04)

[未成年用]

(機構・協会用) 親権者欄

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 令和 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸付を申し込み、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸付（返還）について保証することを前面記載の保証委託契約書に同意し、以下の【確認事項】を確認したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。

また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

学 校 名	学部・課程・学科	学科・専攻	奨学生番号
学 校 の 種 別	大学(学部) ・ 短大	短期大学 ・ 高等専門学校 ・ 専修学校(専門課程)	学籍番号
フリガナ	(印成・印取)		
氏 名	生 年 月 日	年 月 日	
現 住 所	〒	電 話 (携帯・自宅)	()

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

依頼日 令和 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸付金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本人(自署)	氏 名 (必ず記入) 印記は不可
--------	---------------------

③ 親権者（後見人）同意書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

同意日 令和 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

親権者(後見人)署名	氏 名	続 柄 (該当に○)	父・母 後見人	生 年 月 日 (印成・印取)
現 住 所	〒	電 話 (携帯・自宅)	()	
推薦者(後見人)署名	氏 名	続 柄 (該当に○)	父・母 後見人	生 年 月 日 (印成・印取)
現 住 所	〒	電 話 (携帯・自宅)	()	

(注) 1. 本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者(父及び母)がそれぞれ自署(いずれかいない場合は一人)してください。後見人の場合には、後見人が自署してください。

2. この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

(学校使用欄)

学 校 番 号	区 分
(機構・協会用)	(2026.04)

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

②あなたの住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバーの記載がないもの）

※市区町村によって様式は異なります。

住 民 票

1 / 1

氏 名	生 年 月 日	性別	続 柄	世 帯 主 名	住民となった年月日
					住民票コード
					省略
住 所					年 月 日 転入 年 月 日 転出
本 籍					筆 頭 者
前 任 所					
備 考					

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

公 印

(2) 人的保証選択者（4点）①～③は全員必要、④は添付が必要な人（申込時にマイナンバーを提出していない奨学生本人）のみ

①印鑑登録証明書（連帯保証人、市区町村で発行されたもの、コピー不可）

※市区町村によって様式は異なります。

印影	住所 番地 方 番地 方
	氏名 年 月 日生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年 月 日

②印鑑登録証明書（保証人、市区町村で発行されたもの、コピー不可）

※市区町村によって様式は異なります。

印影	住所 番地 方 番地 方
	氏名 年 月 日生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年 月 日

③収入に関する証明書類（連帯保証人、コピー可、マイナンバーの記載のないもの）

年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所	氏名									
		(受給者番号)									
		(フリガナ)									
										(役職名)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額						
給料・賞与	内 百万 千 円	内 百万 千 円	内 百万 千 円		内 百万 千 円						
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有 無 等	円	特定 老人 人 人 人 人	その他 特別 その他 人 人	円	円	円	円				
* (摘要)住宅借入金等特別控除可能額	円 国民年金保険料等の金額		円		配偶者の合計所得		円				
					個人年金保険料の金額		円				
					国民年金保険料等の金額		円				

④あなたの住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバーの記載がないもの）

※市区町村によって様式は異なります。

住 民 票						1/1
氏名	生年月日	性別	続柄	世帯主名	住民となった年月日	
					住民票コード	省略
住所	年 月 日 転入 年 月 日 転出					
本籍	筆頭者					
前住所						
備考						

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。
年 月 日

公印

(機構・協会用) 親権者欄有

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

① 申込日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与(返還)について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。

また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものとする場合、機関保証への加入が無効となり、ご同意はなりません。

本書にご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が行う奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

本人(自署)	学校名	日本学生支援大学	学部・課程・分野	経済	学科・専攻	経済	奨学生番号	8	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	学校の種類	大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)			学籍番号													
	フリガナ	ショウガク タロウ							平成(昭和)									
	氏名	奨学 太郎			生年月日				X 年 11 月 11 日									
	現住所	〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1			電話(携帯・自宅)				090 (0000) 0000									

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

① 依頼日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

② 上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、

奨学金の交付の際に貸付金額から独立行政法人日本学生支援機構がある限り必ず引かれて支払われるものとさせていただきます。

本人(自署)	氏名(必ず記入)(同上記入は不可)	奨学 太郎
--------	-------------------	-------

[未成年者用]未成年者はこの部分が以下の欄のものになります

③ 親権者(後見人)同意書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

③ 同意日 令和 X 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

④ 親権者・後見人自署	氏名	奨学 一郎	続柄(該当に○)	父(母)後見人	生年月日	平成(昭和)	XX 年 2 月 2 日
	現住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7		電話(携帯・自宅)	03 (XXXX) 0000		
親権者・後見人自署	氏名	奨学 春子	続柄(該当に○)	父(母)後見人	生年月日	平成(昭和)	XX 年 3 月 3 日
	現住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7		電話(携帯・自宅)	03 (XXXX) 0000		

- (注) 1. 本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者(父及び母)がそれぞれ自署(いずれかがいない場合は一人)してください。後見人の場合は、後見人が自署してください。
2. この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

(学校使用欄)

学校番号	区分

(機構・協会用) (2026.04)

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

●保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書記入上の注意



ポイント

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（1枚目）には、あなたと親権者（未成年後見人）の署名・記入が必要です。

※あなたが誓約日（返還誓約書に印字されている日付）時点で成年者の場合は、「親権者・後見人（自署）」欄に署名・記入は不要です。

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) あなた及び親権者・後見人欄は、必ず各自が必要事項を記入・署名してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
- (3) 記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。
訂正後に必要事項を記入・署名する余白がない場合は、新たな保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書に書き直してください。
- (4) 修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- (5) 奨学生番号は必ず記入してください。
- (6) 住所欄は現在住んでいる住所（現住所）を正しく記入してください。
- (7) その他、記入例及び欄外の（注）を参照のうえ、正しく記入してください。
- (8) 記入・署名後、「機構・協会用」を提出してください。

（左ページ解説）

①返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）をあなたが記入してください。

②あなたの記入・署名欄は2箇所あります。

③同意日は、返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）を、親権者のどちらかが記入してください。日付の記入を誤った場合は、二重線で削除し、正しい日付をその直近に記入してください。

④誓約日の時点で、あなたが未成年者（18歳未満）の場合は、「親権者・後見人（自署）」欄の記入・署名が必要です。親権者は、返還誓約書に記載されている人（親権者（1）、（2））と一致させ、記入・署名してください。後見人とは、民法に定められている未成年後見人のことです。親権者（後見人）が海外居住の場合は、国内にて連絡がつく住所を記入してください。住所欄に「同上」と記入することは認められません。

【記入例】 第一種機関保証

●各自が署名してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

- 貸与種別
 - 第一種：無利子
 - 第二種：有利子
- 保証区分
 - 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
 - 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
- ・第一種奨学金が供給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・ここに記載のある住所はあなたが現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払い額」の金額となります。

印紙法に
よる印
は必要
ありません

①【第一種機関保証】

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、第一種奨学金（無利息）であり、機関保証を選択しました。

② 令和 XX年 4月 1日

③借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

④ 奨学生 本人	奨学生番号	6XX-XX-XXXXXX	CD	7 001	採用種別	予約
	在学学校	日本学生支援大学				
	住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1				
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666		
	氏名	(奨学 太郎)		フリガナ ショウガク タロウ		
	署名	奨学 太郎				
		平成 XX年 11月 11日生	性別	男		
貸与の 条件 (予定)	貸与期間	20XX年 4月～20XX年 3月	貸与月数	48	貸与月額	51000円
	返還期日	毎月27日	返還回数	180	初回割賦金	13600円
⑥ 返還の 条件 (目安)	月賦返還	1	月賦返還選択時の総支払い額	2448000円		
	併用返還	2	併用返還選択時の総支払い額	***円		

注：あなたは、所得連動返還方式を選択しているため、毎年の割賦金はその前年のあなたの所得（あなたが被扶養者の場合、扶養者の所得を合算）に応じ決定されます。上記「返還の条件(目安)」に記載の内容は「借用金額」欄記載金額から算出された割賦金であり、あなた等の所得が把握できない場合に適用されます。

- [重要] 1. 個人番号の提出がない場合、所得連動返還方式の適用を受けられません。
2. 所得連動返還方式は、所得に応じて割賦金が決定されるため、返還回数は変動します。

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	***回	***円	***円	***円
併用返還	月賦返還選択時の総支払い額				***円
併用返還	月賦分 毎月27日	***回	***円	***円	***円
併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	***回	***円	***円	***円
併用返還	併用返還選択時の総支払い額				***円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受けるときの借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」として貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。



定額返還方式を選択した場合は、必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。なお、所得連動返還方式を選択した場合は月賦返還となりますので、割賦方法選択の必要はありません（月賦返還に*が印字されます）。

(同一筆跡不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

⑦ (所得連動返還方式 (猶予年限特例)) ※裏面 (項番 2 2) 参照

※本人が未成年者 (18歳未満) の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

本人以外の連絡先 ⑧	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-XXXX-3333	携帯電話番号 090-XXXX-7777	印不要
	氏名 (機構 次郎) 署名 機構 次郎	フリガナ キョウジロウ		
	⑨ 続柄 おじ	昭和 XX 年 10 月 1 日生	***	
	勤務先	電話番号 *****	***** 記入不要 *****	
住所 〒 -	***** 記入不要 *****			
⑩【誓約日においてあなたが未成年の場合】				
親権者 (1)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-0000-9999	印不要
	氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎	フリガナ ショウガク イロウ		
	⑨ 続柄 父	** 年 ** 月 ** 日生	***	
	勤務先	電話番号 *****	***** 記入不要 *****	
親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-9999-0000	印不要
	氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	フリガナ ショウガク ハルコ		
	⑨ 続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	***	
	勤務先	電話番号 *****	***** 記入不要 *****	
続柄	** 年 ** 月 ** 日生			

添付書類

- ⑪ 「保証依頼書 (兼保証委託契約書) ・保証料支払依頼書」 (コピー不可)

⑦返還方式

・奨学金申込み時に選択した返還方式 (定額返還方式又は所得連動返還方式) が印字されています。

※ (猶予年限特例) の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願ひ出ることができます。

⑧本人以外の連絡先

・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。

・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。

・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

⑨続柄

・「その他 ()」と印字されている場合は () の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。
(例: 大おじ・大おば・知人等)

⑩親権者(1)(2)

・あなたが未成年の場合、スカラネットで入力した親権者(1)(2)の情報が印字されています。確認のうえ、親権者が署名してください。

⑪添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。



(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】48、49ページを参照してください。

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍No	123456

※本ページの返還誓約書 (見本) は、奨学生のしおり作成時点のもので、ご了承ください。

【記入例】第二種機関保証

●各自が署名してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

- 貸与種別
 - 第一種：無利子
 - 第二種：有利子
- 保証区分
 - 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
 - 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

③借入金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借入総額です。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・ここに記載のある住所はあなたが現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・採用種別は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥貸与の条件(予定)

- ・「貸与額計」の金額に「*」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

⑦返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払い額」の金額となります。

印紙税法
第5条に
よって印
紙は必要
ありません

①【第二種機関保証】

返還誓約書
(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第二種奨学金（利息付）であり、機関保証を選択しました。

② 令和 XX 年 4 月 1 日

③ 借用金額

¥	2	4	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

④ 奨学生本人	奨学生番号	8XX-XX-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	予約	
	在学学校	日本学生支援大学						
⑤ 署名	住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1						
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666				
⑥ 貸与の条件(予定)	氏名	(奨学 太郎) フリガナ: ショウガク タロウ						
	署名	奨学 太郎						
⑦ 返還の条件(目安)	誕生	平成 XX 年 11 月 11 日生 性別 男						
	貸与期間	20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	50000 円	貸与額計	2400000 円
⑧ 返還方法	返還期日	毎月27日	返還回数	180 回	初回割賦金	16769 円	割賦金	16769 円
	月賦返還	1	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)	3018568 円				
⑨ 併用返還	併用返還	2	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	3019908 円				

注：利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和7年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年2.112%、増額貸与部分は年2.312%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180回	15706円	15706円	15692円
併用返還	毎月27日	180回	7853円	7853円	7787円
併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	47152円	47152円	47158円
併用返還	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	2828040円			

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受けるときの借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。



必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

本人以外の連絡先 ⑧	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-XXXX-3333	携帯電話番号 090-XXXX-7777	印不要
	氏名 (機構 次郎) 署名 機構 次郎	フリガナ キコウ ジロウ		
	⑨ 続柄 おじ	昭和 XX 年 10 月 1 日生		***
	勤務先	電話番号 *****		
	*****記入不要*****			
***	住所 〒 -	*****		
***	電話番号 *****	携帯電話番号 *****		
***	氏名 *****	フリガナ		***
***	⑩【誓約日においてあなたが未成年の場合】			***
親権者 (1)	住所 〒 100 - 0000 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-0000-9999	印不要
	氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎	フリガナ ショウガク イチロウ		
	⑨ 続柄 父	** 年 ** 月 ** 日生		***
	勤務先	電話番号 *****		
	*****記入不要*****			***
親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-9999-0000	印不要
	氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	フリガナ ショウガク ハルコ		
	⑨ 続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生		***
	勤務先	電話番号 *****		
	*****記入不要*****			***

⑧本人以外の連絡先

- ・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
- ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
- ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

⑨続柄

- ・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。（例：大おじ・大おば・知人等）

⑩親権者(1)(2)

- ・あなたが未成年の場合、スカラネットで入力した親権者(1)(2)の情報が印字されています。確認のうえ、親権者が署名してください。

⑪添付書類

- ・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

⑪ 添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）



学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学 籍 No	123456

★

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】48、49ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】授業料後払い制度

●各自が署名してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が記載されています。

- 貸与種別
授業料後払い制度：無利子
- 保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

②誓約日

- ・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

- ・学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金と申込時のあなたが選択した生活費奨学金の月額を予定の貸与と終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥本人以外の連絡先

- ・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
- ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
- ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

⑦続柄

- ・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。（例：大おじ・大おば・知人等）

返 還 誓 約 書

（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

①【授業料後払い制度】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、右面の「授業料後払い制度同意条項」及び裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、機関保証を利用する、授業料後払い制度による第一種奨学金（無利息）です。

② 令和XX年 4月 1日

③ 借用金額

¥	1	5	8	7	6	4	2
---	---	---	---	---	---	---	---

（うち、授業料支援金

¥	1	1	0	7	6	4	2
---	---	---	---	---	---	---	---

（うち、生活費奨学金

¥	4	8	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

上記金額には、機関保証制度の利用による保証料を含みます。

※機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※「借用金額」は、学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金及び本人の選択した生活費奨学金の額で貸与終了（予定）月まで借用した場合の金額が表示されています。「借用金額」は貸与中の本人からの願出等により、増減する場合があります。

④ 奨学生 本人	奨学生番号	3XX-06-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	在学
	在学学校	日本学生支援大学					
⑤ 署名	住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1					
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666			
	氏名 (奨学 太郎)	フリガナ ヨウガケヲ知					
⑥ 本人 以外の 連絡先	住所	〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29					
	電話番号	03-XXXX-3333	携帯電話番号	090-XXXX-7777			
	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ヨウガケイチ					
⑦ 続柄	父	昭和XX年 10月 1日生				男	

(注)・機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

・ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(同一筆跡不可)

【提出用】

貸与の条件 (予定)

授業料 支援金	貸与期間		支援対象授業料	貸与額計	
	20XX年 4月～	20XX年 3月		1,071,600 円	1,107,642 円
生活費 奨学金	貸与期間		貸与月数	貸与月額	貸与額計
	20XX年 4月～	20XX年 3月	24 月	20,000 円	480,000 円
	年 月～	年 月	月 月	円	円
	年 月～	年 月	月 月	円	円

(注) 貸与月額と貸与額計には、機関保証制度による保証料を含みます。

返還の条件 (目安)

8 月賦返還	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	毎月27日	180 回	8,820 円	8,820 円	8,862 円
総支払額				1,587,642 円	

(注) 割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。

・返還方法は、所得連動返還方式となり、毎年の割賦金はその前年のあなたの所得および子の人数に応じ決定されます。上記「返還の条件 (目安)」に記載の内容は「借入金額」欄記載金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されます。

⑧返還の条件 (目安)

・返還方法は、所得連動返還方式になり、割賦金は前年のあなたの所得及び子の人数に応じて決まります。記載の内容は③の借入金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されます。

⑨添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

【授業料後払い制度同意条項】

以下において、「機構」とは独立行政法人日本学生支援機構、「本人」とは、奨学生本人とします。

本人は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

1. 授業料後払い制度での借入金額には、授業料に充てることを目的として貸与する「授業料支援金」と生活費に充てることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、本人は、これらを一体として返還する義務を負います。
2. 授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで本人の指定する口座に振り込まれます。本人は、保証料を含む借入金額全額を返還する義務を負います。
3. 本人は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、本人の在籍する学校が指定する口座 (学校指定口座) に指定するものとします。ただし、本人が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を本人名義の指定口座 (「生活費奨学金」と同じ口座) に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を本人の授業料に充当することに本人は同意し、異議を述べません。
4. 支援対象授業料の振込日は学校が希望する日に基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。本人は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。
5. 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が本人に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が本人に対して交付することとします。
6. 本人が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、本人が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は本人に振り込まれることがあります。
7. 授業料後払い制度を利用していても、本人が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。支援対象授業料が本人名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の上限額を超えるときは、本人が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認の上、自己の責任の下に納付し、納付が遅れたことによる不利益は本人が負うものとします。
8. 授業料後払い制度の返還は所得連動返還方式によるものとします。授業料後払い制度における所得連動返還方式は、毎年10月に割賦額の見直しが行われ、機構が諸規程で定める要件を満たしている限り、本人の地方税法における前年中の課税総所得金額及び本人の子の数に基づき割賦額が決定されます。ただし、返還初年度及び本人の前年中の課税総所得金額が114万円以下である場合には、割賦額は2,000円となります。

9 添付書類

- ・「保証依頼書 (兼保証委託契約書) ・保証料支払依頼書」 (コピー不可)

学校番号	104900	★
区分	00	
学部学科	2006	
学籍 No	123456	

20XX/04/XX

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は48、49ページを参照してください。

(本人及び本人以外の連絡先については訂正印不要)

※本ページの返還誓約書 (見本) は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】第一種人的保証

●各自が署名・押印してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

- 貸与種別
 - 第一種：無利子
 - 第二種：有利子
- 保証区分
 - 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
 - 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
- ・第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・ここに記載のある住所はあなたが現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払い額」の金額となります。

①【第一種人的保証】

印紙法に
よる印紙
は必要
ありません

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与学費規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、第一種奨学金（無利息）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

② 令和 XX 年 4 月 1 日

③ 借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号	6XX-XX-XXXXXX	CD	7 001	採用種別	予約					
在学学校	日本学生支援大学									
住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1									
奨学生本人	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666						
	氏名	(奨学 太郎) フリガナ ショウガク タロウ								
	署名	奨学 太郎								
		平成 XX 年 11 月 11 日生	性別	男						
貸与の条件(予定)	貸与期間	20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	51000 円	貸与総計	2448000 円		
		年 月 ~ 年 月	月 月	円	円	円	円			
		年 月 ~ 年 月	月 月	円	円	円	円			
		年 月 ~ 年 月	月 月	円	円	円	円			
返還(目安)	返還期日	毎月27日	返還回数	180 回	初回割賦金	13600 円	割賦金	13600 円	最終割賦金	13600 円
	月賦返還 1	月賦返還選択時の総支払い額							2448000 円	
	併用返還 2	月賦分 毎月27日	180 回	6800 円	6800 円	6800 円	6800 円	6800 円	6800 円	
		半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40800 円	40800 円	40800 円	40800 円	40800 円	40800 円	
		併用返還選択時の総支払い額							2448000 円	

	返 還 期 日	返 還 回 数	初 回 割 賦 金	割 賦 金	最 終 割 賦 金
月賦返還	毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還	月賦返還選択時の総支払い額				*** 円
	月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	併用返還選択時の総支払い額				*** 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けている者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」として貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

※この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。



**必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。**

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡・同一印は不可)「奨学生本人」、「親権者(2)」は押印不要。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式(貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式)」又は「所得連動返還方式(機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式)」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
 ※第二種奨学金においては、全て貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

⑦(定額返還方式(猶予年限特例)) ※裏面(項番22)参照

※本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人 ⑧	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999	実印
	氏名(奨学 一郎) 署名 奨学 一郎	フリガナ ショウガク イロウ		
	⑩続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生		
保証人 ⑨	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-XXXX-9999	携帯電話番号 090-XXXX-8888	実印
	氏名(機構 明子) 署名 機構 明子	フリガナ キョウ アキコ		
	⑩続柄 おば	昭和 XX 年 4 月 4 日生		
⑬(有) 機構商店				
住所				
⑪【誓約日においてあなたが未成年の場合】				
親権者 (2)	住所 〒 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-9999-0000	印不要
	氏名(奨学 春子) 署名 奨学 春子	フリガナ ショウガク ハルコ		
	⑩続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生		
氏名**フリガナ***				
署名				
続柄** 年 ** 月 ** 日生				

⑦返還方式

・奨学金申込み時に選択した返還方式(定額返還方式)が印字されています。
 ※(猶予年限特例)の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることが出来ます。

⑧連帯保証人

・スカラネットで入力した連帯保証人(あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者(1))の情報が印字されています。
 ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑨保証人

・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。
 ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑩続柄

・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください(例: 大おじ・大おば・知人・離婚した父・離婚した母等)。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

⑪親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。

⑫添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

添付書類

- ⑫
- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 - ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可)(例: 源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
 - ・保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)

学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学籍No	123456



(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押印してください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
 ※訂正方法の詳細は【訂正例】48、49ページを参照してください。

署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名)。

⑬勤務先

・無職の場合は、印字されています。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

※本ページの返還誓約書(見本)は、奨学生のしおり作成時点のもので、ご了承ください。

【記入例】第二種人的保証

●各自が署名・押印してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・ここに記載のある住所はあなたが現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・採用種別は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥貸与の条件(予定)

- ・「貸与額計」の金額に「*」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

⑦返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払い額」の金額となります。

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

①【第二種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、第二種奨学金（利息付）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

返 還 誓 約 書

（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

② 令和 XX年 4月 1日

③ 借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号	8XX-XX-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	予約
在学学校	日本学生支援大学					
住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1					
電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666			
氏名	(奨学 太郎)		フリガナ ショウカク タロウ			
署名	奨学 太郎					
生年	平成 XX年 11月 11日生		性別	男		
貸与の条件(予定)	貸与期間	貸与回数	貸与月額	貸与月額	貸与額計	
⑥	20XX年 4月～	20XX年 3月	48回	50000円	2400000円	
	年 月～	年 月	月	円	円	
	年 月～	年 月	月	円	円	
	年 月～	年 月	月	円	円	
返還の目安	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金	
⑦	月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
	1	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)	3018568円			
	併用返還	月賦分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
2	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	50361円				
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円	
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	3019908円				

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）
注：利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和7年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年1.300%、増額貸与部分は年1.500%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180回	14767円	14767円	14821円
	月賦返還選択時の総支払い額	(利子込み) 2658114円			
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	7383円	7383円	7453円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	44324円	44324円	44324円
	併用返還選択時の総支払い額	(利子込み) 2658730円			

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受けるときの借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」として貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡・同一印は不可)「奨学生本人」、「親権者(2)」は押印不要。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

【提出用】

連帯保証人 ⑧	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-XXXX-0000 氏名 (奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロウ 署名 奨学 一郎	携帯電話番号 090-XXXX-9999	実印
	続柄 父 昭和 XX 年 1 月 1 日生	勤務先 (株) 奨学機構 電話番号 03-XXXX-2222		
	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-XXXX-9999 氏名 (奨学 五郎) フリガナ ショウガク ゴロウ 署名 奨学 五郎	携帯電話番号 090-XXXX-1234	
続柄 おじ 昭和 XX 年 4 月 25 日生	勤務先 (有) 奨学商店 電話番号 03-XXXX-5678			
<p>***住所***</p> <p>⑩【誓約日においてあなたが未成年の場合】</p> <p>親権者 (2) 東京都新宿区市谷本村町 10-7</p> <p>電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) フリガナ ショウガク ハルコ 署名 奨学 春子</p> <p>携帯電話番号 090-9999-0000</p> <p>続柄 母 ** 年 ** 月 ** 日生</p> <p>***</p> <p>電話番号 ***** 氏名 ***** フリガナ ***** 署名 *****</p> <p>携帯電話番号 *****</p> <p>続柄 ***** ** 年 ** 月 ** 日生</p> <p>***</p>				

⑧連帯保証人

・スカラネットで入力した連帯保証人（あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者(1)）の情報が印字されています。

・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑨保証人

・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。

・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑩続柄

・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたの具体的な続柄を記入してください(例：大おじ・大おば・知人・離婚した父・離婚した母等)。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

⑪親権者(2)

・あなたが未成年の場合、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

⑫添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

添付書類

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）
- ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書類」（コピー可）

署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください（印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑬勤務先

・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。



学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押ししてください。不鮮明の場合は、再提出となります。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押ししてください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
※訂正方法の詳細は【訂正例】48、49ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法

【奨学生情報】

保証区分：人的保証

印字氏名

奨学生：奨学 太郎
連帯保証人：奨学 一郎
保証人：機構 明子

【訂正内容】

- (Q1) 奨学生本人に改氏名があった場合どのように訂正すれば良いでしょうか。
- (Q2) 連帯保証人欄に誤って「奨学春子」が署名・押印してしまいました。どのように訂正すれば良いでしょうか。
- (Q3) 連帯保証人・保証人の押印が不鮮明になったり、朱肉がにじんで文字がつぶれてしまいました。またその印と押印し直した印が重なってしまいました。どのように訂正すれば良いでしょうか。
- (Q4) 保証人の印字住所と印鑑登録証明書の住所が異なってしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q5) 保証人欄に誤って別人(機構一男)が署名してしまいました。印字されている本来の保証人とは姓が同じです。どのように訂正すればよいでしょうか。

Q1の訂正方法

- ※印字された氏名・フリガナを二重線で削除し、余白に正しい氏名・フリガナを記入してください。
- ・改氏名後(訂正後)の氏名で署名してください。
- ・「改氏名届(所定の用紙)」を学校から受け取り、記入後に学校に提出してください。
- ※改氏名・フリガナ訂正は、届出金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込ができない場合がありますので注意が必要です。
- ※生年月日、性別も同様に訂正してください。また、訂正したことを学校に申告してください。

返 還 誓 約 書
(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

【第一種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第一種奨学金(無利息)であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX年 4月 1日

借金額

¥	2	4	4	8	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

奨学生本人	奨学生番号	6XX-XX-XXXXXX	CD	7 001	採用種別	予約
	在学学校	日本学生支援大学				
	住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1				
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666		
	氏名 署名	(奨学 太郎)		フリガナ ショウガク タロウ		

平成 XX年 11月 11日生 性別 男

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
20XX年 4月 - 20XX年 3月	48月	51000円	2448000円

返 還 誓 約 書
(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

【第一種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第一種奨学金(無利息)であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX年 4月 1日

借金額

¥	2	4	4	8	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

奨学生本人	奨学生番号	6XX-XX-XXXXXX	CD	7 001	採用種別	予約
	在学学校	日本学生支援大学				
	住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1				
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666		
	氏名 署名	(奨学 太郎) 市谷 太郎		フリガナ ショウガク タロウ イチガヤタロウ		

平成 XX年 11月 11日生 性別 男

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
20XX年 4月 - 20XX年 3月	48月	51000円	2448000円

紙貼り、修正液、字消し等による修正は認められません。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

【提出用】

※第二種奨学金においては、全て貸付額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

〔定額返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番22）参照

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権がない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人	住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ショウガク イロウ	実印
	② 奨学 一郎 春子 ②			③		奨学 一郎 春子
	続柄 父 奨学 一郎 ①	昭和 XX 年 1 月 1 日生	勤務先	電話番号 03-XXXX-2222		春奨 子学
	(株) 奨学機構					
保証人	住所 〒 151-8503 東京都目黒区目黒 5-29	電話番号 03-XXXX-XXXX	携帯電話番号 090-XXXX-8888	氏名 (機構 明子)	フリガナ キョウ アキコ	実印
	② 機構 明子 ②					機構 明子
	続柄 おば 機構 明子	昭和 XX 年 4 月 4 日生	勤務先	電話番号 03-XXXX-1234		機構 明子
	(有) 機構商店					
***	住所 〒	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	氏名 *****	フリガナ	印不要
***	続柄	** 年 ** 月 ** 日生				***
***	住所 〒	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	氏名 *****	フリガナ	***
***	続柄	** 年 ** 月 ** 日生				***

添付書類

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）
- ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）

★

Q2の訂正方法

〔署名の訂正〕

- ・二重線で削除し、訂正・変更後の人物が押印欄に押印した印(実印)を訂正印として二重線の上に押印してください。
- ・署名可能な欄内に再度署名してください。
- ①の箇所に署名が困難でしたら②③の順で署名可能な箇所に再度署名してください。

〔押印の訂正〕

- ・誤って署名した人物の印を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に訂正・変更した人物の印(実印)を押印してください。
- ※印字の連帯保証人、保証人を別の人物に変更する場合も、同様に訂正してください。ただし、返還誓約書記載事項訂正届（所定の用紙）の提出が必要です。

Q3の訂正方法

- ・いずれも二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q4の訂正方法

〔印字の訂正〕

- ・返還誓約書に印字されている住所を二重線で削除し、押印欄に押印した印(実印)を訂正印として二重線の上に押印し、印鑑登録証明書記載の住所を当該者が記入してください。正しい情報を登録するため、「返還誓約書記載事項訂正届」（所定の用紙）にも必要事項を記入し、返還誓約書に添付してください。
- ※署名の訂正印、実印欄の印は、必ず独立して押印が必要です。また、変更後の人物の署名に訂正印が重なっているもの、実印欄において変更後の人物の印に変更前の人物の印が重なっているものは不可です。

Q5の訂正方法

- ・姓が同じでも署名の訂正は全て訂正してください。
- ・以下の例は誤った訂正例です。具体的には署名が名前の部分しか訂正されていません。また、訂正後の人物が訂正印を押すべきところ、訂正前の人物が訂正印を押しています。さらに、訂正印が訂正後の人物の署名に重なっています。

× 機構 一郎 春子
[誤った訂正例]

『返還誓約書記載事項訂正届』（所定の用紙）は学校で受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

選任していた人物によって返還誓約書を提出することが困難になった場合は、提出期限までに直ちに学校へ申し出てください。

こちらのページをコピーして使用することも可能です。

「様式 13」

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

貸与

返 還 保 証 書

年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還（保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名

(②当該人物の署名(自署)押印, 印は実印)



生年月日 年 月 日生

(③当該人物の生年月日を記入)

奨学生本人
との関係

(④続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤奨学生本人の氏名を記入)

(⑥奨学生番号を記入)

(⑦奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		金 額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票 (直近のもの) ・所得証明書 (直近のもの) ・年金振込通知書、 年金額改定通知書 (支払金額のわかるもの, 直近のもの) 等 ※給与明細は不可。
	給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が220万円以上 ※給与と所得もあるときは、給与と所得金額を年間所得金額に含める ・確定申告書 (控) ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax (電子申請) による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ・所得証明書 (直近のもの) 等
Ⅱ	預貯金や不動産などの 資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産 (評価額) 等の合計額が貸与予定総額 (返還残額) (保証人は貸与予定総額 (返還残額) の2分の1) 以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書 (評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付 (返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日) の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書 (評価額のわかるもの) 及び「登記事項証明書 (全部事項証明書)」を提出。 ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合 (共有名義の場合) が明記されている場合は、「登記事項証明書 (全部事項証明書)」の提出は不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書 (全部事項証明書) は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照
Ⅲ	ⅠとⅡを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	Ⅰの金額 + (Ⅱの金額 ÷ 16) ≧ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません (例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)

※詳細 (記入例等) については、ホームページをご参照ください。(裏面参照)

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務 (返還業務を含む) 及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報 (奨学金の返還状況に関する情報を含む) が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(こちらは表面) 裏面に証明書に関する注意事項があります

(26. 4)

こちらのページをコピーして使用することも可能です。

証明書に関する注意事項

(裏面)

区分Ⅰ 収入(給与・年金)、所得の証明書に関する注意事項

区分Ⅰ 上段の「給与所得者の場合」の証明書

- ・給与明細は不可です。
- ・「給与所得」の証明には、直近の「源泉徴収票」や「所得証明書（自治体で取得可）」を添付してください。（コピー可）
- ・給与収入（年金）額が320万円未満の場合は、あわせてⅡの証明書類が必要です。
- ・「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

区分Ⅱ 資産(預貯金・不動産)の証明書に関する注意事項

【預貯金】の証明書を提出する場合

- ・通帳のコピーは不可です。
- ・預貯金を資産とする場合は、金融機関が発行する「預貯金残高証明書」、「取引残高報告書」（評価額のわかるもの）を添付してください。（コピー可）

【不動産】の証明書を提出する場合

- ・「固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）」及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。
★評価額を証明する書類として「固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）」、所有者と持分割合を証明する書類として「登記事項証明書（全部事項証明書）」が必要です。
- ※固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要です。
- ※『固定資産評価証明書』に、「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書がある場合⇒誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。
- ※『固定資産評価証明書』で共有名義であることの記載があり（例：他1名、共有者あり等）、当該人物（返還保証者を提出する者）の持分割合がわからない場合は、『登記事項証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。
- ・提出された証明書で、「資産の評価額と所有(所有者・持分割合＝誰が資産をどれだけ所有しているか)」が明確である必要があります。用意した証明書のみではこれらがわからない場合、代わりの証明書や、追加の証明書の提出が必要となります。

(例) 該当者の持分割合が3分の2（以下、2/3とする）の場合

価格（評価額）：300万円

持分割合：2/3

計算方法：300万円 × (2/3) = 200万円（該当者の持分価格）

・インターネットを利用して登記事項証明書を取得する場合、証明書として使えるのは「オンライン登記事項証明書請求」で交付された原本です。

・インターネットを利用して登記事項を確認するサービスには「オンライン登記事項証明書請求」と「登記情報提供サービス」の2つがありますが、証明力のある登記事項証明書は「オンライン登記事項証明書請求」によるもののみです。「登記情報提供サービス」の登記情報は、ご自身で内容を確認する用途で使用できますが証明書にはなりません。ご注意ください。

その他

・機構のホームページ「返還誓約書の記入について」に掲載されている【返還保証書の記入例と証明書の例】（PDF）をご参照ください。

ホームページ 「返還誓約書の記入について」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/taiyo/henkan_seiyakusho/2010ikou.html



・返還誓約書提出後の人物変更の場合は、以下をご参照ください。

ホームページ 「連帯保証人等の変更」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/remponin.html>



・機構のホームページ

<https://www.jasso.go.jp/index.html>





3. 奨学金の振込み

- 第一種奨学金と第二種奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月11日に振り込まれます。ただし、4月は21日、5月は16日に振り込まれます。
- 振込日が金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込まれます。
- 機関保証制度選択者は、貸与月額から保証料を差し引いた金額が振り込まれます。
- 授業料後払い制度の場合
 - ・ 授業料支援金は学校もしくはあなた名義の口座に、学校が指定した月に振り込まれます。振込先は学校が指定します。奨学生証をご確認ください。
 - ・ 生活費奨学金は、あなた名義の口座に、原則毎月11日に振り込まれます。
 - ・ 授業料支援金の額は、学校の定める授業料の額により変動することがあります。

○奨学金振込予定表

4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振り込まれます。

※毎月の振込日は本機構ホームページより確認できます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/furikomi_bi.html



ポイント

貸与終了となる年度の3月分は（授業料後払い制度の場合、生活費奨学金の貸与終了となる年度の3月分は）、2月分と合わせて2月に振り込まれます。

3-1. 奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、必ず確認してください。

複数の種類の奨学金を受けていて、いずれの奨学金の振込口座も同一の場合、合算した金額を振り込みます。奨学金種別ごとの振込金額の内訳はスカラネット・パーソナルにてご確認ください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。



ポイント

- 採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。
- 給付奨学金と併せて利用することにより第一種奨学金が併給調整されている場合、調整後の貸与月額で第一種奨学金を振り込みます。

※授業料後払い制度の場合

授業料の納付については学校からの指示に従ってください。また、支援対象授業料が学校に振り込まれた場合、学校からあなたに対し、支援対象授業料が授業料に充当されたことについて通知されます。詳細は学校にご確認ください。学校に振り込まれた支援対象授業料が実際の授業料を超過した場合、差額は学校からあなたに振り込まれます。

また、学校に振り込まれた支援対象授業料の金額は、スカラネット・パーソナル（97ページ参照）でご確認いただけます。



ポイント

生活費奨学金は採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。

3-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」（所定の用紙）を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※金融機関の都合（金融機関や支店の合併・廃止等）による口座変更の場合は、原則として金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行います（金融機関によっては、学校を通じて振込口座の確認をする場合があります）。

※授業料後払い制度の場合、学校の状況により、支援対象授業料が学校指定口座に振込みができない場合、あなた名義の口座（生活費奨学金と同じ口座）へ振り込まれます。支援対象授業料の振込先をどちらにするかは学校が選択し、あなたが選択することはできません。

(2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合（一部を除く）の本支店で、かつあなた名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。そのほかの金融機関、口座は取扱いがありません。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	あなた名義の普通預金（通常貯金）口座	あなた以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

3-3. 機関保証料

(1) 保証料の支払方法

機関保証制度を選択した場合、奨学金の貸与月額から保証料が差し引かれます。保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

なお、初回振込時など、奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で、奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

また、月額変更や貸与期間変更を反映した月より、変更後の貸与額や期間に対応した保証料が適用されます。

※授業料後払い制度の場合

生活費奨学金は、月額を変更した場合、月額変更を反映した月より、変更後の貸与額に対応した保証料が適用されます。授業料支援金は、貸与終了時に確定した貸与額に対応した保証料が適用されます。

(2) 保証料月額の確認方法

保証料月額は、奨学生証の下段に記載されています（19ページ⑧参照）。

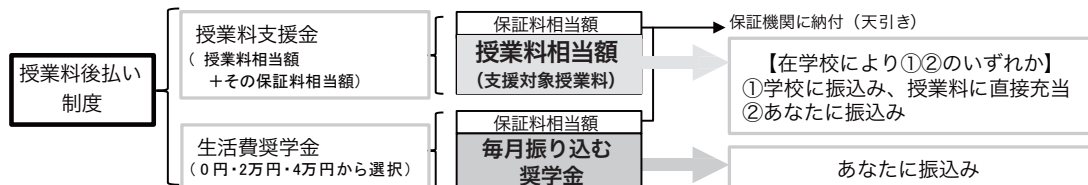
目安となる「機関保証制度の保証料（目安）」は108ページを参照してください。

(3) 授業料後払い制度の振込額について

授業料支援金のうち、保証料を差し引いた後の額（授業料相当額）が振込額となります。そのため、貸与総額は「授業料相当額（支援対象授業料）として学校が指定した額+保証料相当額」となります。

生活費奨学金は、月額から保証料を差し引いて振り込みます。

授業料後払い制度の交付の仕組み





4. 貸与月額の変更、受領資格等

- 借り過ぎに注意し、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
- 本機構ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」(99ページ参照)を活用してください。

4-1. 貸与月額の変更

(1) 奨学金の貸与月額及び月額変更

貸与月額については、101～106ページを参照してください。なお、第一種奨学金の貸与月額のうち最も高い月額（最高月額）は、奨学金申込時に申告された収入の年額が一定額以上の場合には利用できません。最高月額が利用できるか否かは、「奨学生証」(18ページ参照)「スカラネット・パーソナル」(97ページ参照)で確認してください。

【変更方法】

- ① 第二種奨学金の減額→原則スカラネット・パーソナルから入力。
- ② ①以外→「奨学金貸与月額変更願(届)」(所定様式)等を提出。

(2) 第一種奨学金の月額変更（増額・減額）

第一種奨学金は下記の①又は②の月額変更ができます。

ただし、給付奨学金に採用された場合、及び国等による授業料等減免制度が適用された場合は、下記③による貸与月額になります。

①通学形態に変更がない場合

あなたの通学形態において選択可能な月額の範囲内でのみ、月額を増額又は減額することができます。

②通学形態に変更がある場合

(ア) 増額（例 自宅通学から自宅外通学への変更）

学校に申し出てください。自宅外通学の貸与月額を受けるためには、一定の要件を満たしている必要があります。詳しくは学校に確認してください。提出された願出用紙を審査のうえ自宅外通学の要件に該当していれば、自宅外通学の月額に変更します。また、最高月額選択の可否についても審査します。

(イ) 減額（例 自宅外通学から自宅通学への変更）

それまでの月額が自宅外通学者のみ選択できる月額だった場合は、必ず減額する必要があります。速やかに学校に申し出てください。転居した月の翌月（転居した日が月の初日の場合はその月）から、選択可能な範囲の自宅通学の月額に減額します。
※①と②のいずれの場合も、2018年度以降入学者については、奨学金申込時における生計維持者の年収が一定額以上だと、最高月額は選択できません。

③ 給付奨学金を併せて利用する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合

あなたと生計維持者の所得金額等に基づき決定した支援区分により、貸与月額が調整されます（希望した貸与月額から増減することがあります）。調整後の貸与月額については、103ページを参照してください。

なお、支援区分は毎年見直しを行います。支援区分の変更により毎年10月からの貸与月額が変更される場合があります。

また、通学形態に変更がある場合は届出が必要です。

あなたの支援区分及び通学形態において選択可能な月額の範囲内でのみ、月額を増額又は減額することができますので、変更を希望する場合は学校に申し出てください。

(3) 授業料後払い制度の貸与月額の変更

① 生活費奨学金

2万円又は4万円に月額変更（増額・減額）ができます。（この他に0円を選択することができます。）

【変更方法】

所定の様式を学校へ提出します。

② 授業料支援金

授業料支援金のうち、支援対象授業料の金額は学校が指定します。あなたが金額を変更することはできません。

※ 支援対象授業料に変更がある場合で、支援対象授業料の総額が返還誓約書に印字された支援対象授業料の総額よりも増額となるときは、所定の様式にて手続きが必要になる場合があります（減額となるときは提出不要です）。

手続きがない限り、当初指定していた金額を超える支援を受けることはできません。

(4) 第二種奨学金の月額変更（増額・減額）

第二種奨学金は必要が生じたときに月額の変更ができます。増額の場合は学校に申し出て、減額の場合は原則スカラネット・パーソナルから入力してください。

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由による変更は認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限りませので、計画的に貸与を受けるようにしてください。

なお、第二種奨学金については、給付奨学金を併せて利用する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合による貸与月額の調整はありません。

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校(第4学年以上) 専門課程を置く専修学校	2万円～12万円(1万円単位)
大 学 院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

月額に増額して貸与を受けることができる奨学金について（第二種奨学金）

①基本月額の最高額に上乗せして増額できる奨学金

対象	選択可能	(基本月額)	増額部分※1
私立大学の医学・歯学課程	16万円	12万円	4万円
私立大学の薬学・獣医学課程	14万円	12万円	2万円
法科大学院の法学履修課程	19万円	15万円	4万円
	22万円	15万円	7万円

②入学時特別増額貸与奨学金（※1）

	選択できる金額
入学時に申込み可能	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円

※1 ①の増額部分、及び②の貸与利率は、基本月額の利率に0.2%上乗せした利率です（財政融資資金の利率が3.1%を超える場合、財政融資資金の利率。16ページ参照）。

(5) 貸与月額増額時の留意点

人的保証選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

(6) 保証料

機関保証選択者は、貸与月額の増減により、保証料が変更となります（108ページ「3. 機関保証制度の保証料（目安）」参照）。

4-2. 併用貸与

第一種奨学金と第二種奨学金両方の貸与を受けることを「併用貸与」といいます。併用貸与を希望する場合は学校へ相談してください。ただし、第一種奨学金の学力基準を満たしていることに加えて、家計基準（年収・所得額の上限）が第一種奨学金よりさらに低い金額となります。なお、併用貸与を受けた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますので、将来の返還のことも十分に考慮して選択してください。



ポイント

- 併用貸与を希望する人については、将来返還する際の負担を考慮して、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面談等指導を受けることがあります。
- 高等専門学校の第1学年から第3学年までの在学学生は、第二種奨学金の貸与を受けられませんので、併用貸与を申し込むことはできません。

⚠ 授業料後払い制度は、第二種奨学金のみ併用可能です（第一種奨学金との併用はできません）。

4-3. 緊急採用・応急採用

(1) 緊急採用・応急採用とは

進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる緊急採用・応急採用に年間を通じて申し込むことができますので、学校に相談してください。

(2) 申込み

- ①家計の急変事由が発生してから、12か月以内に申し込む必要があります。
(進学前に家計が急変した場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。)
- ②家計の急変事由にかかる証明書類や、収入に関する証明書類の提出が必要です。
- ③緊急採用は第一種奨学金（無利子）、応急採用は第二種奨学金（有利子）です。
- ④すでに第一種奨学金を借りている人は応急採用を、第二種奨学金を借りている人は緊急採用を申し込むことができます。この場合、併用貸与となりますので、留意点として前記「4-2. 併用貸与」を参照してください。

※授業料後払い制度は緊急採用の対象外です。

(3) 貸与期間

- ①緊急採用の貸与期間は、原則として事由が発生した月以降であなたが希望する月から、修業年限の終了月までとなります。
- ②応急採用の貸与期間は、申請年度の4月以降であなたが希望する月から、修業年限の終了月までとなります。
- ③申請年度よりも前に家計の急変が起こった場合、緊急採用・応急採用とも、家計の急変事由が発生した月の分から借りることができます。
※入学した月より前の分を借りることはできません。
- ④留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間を貸与始期とすることはできません。

※緊急採用・応急採用の詳細や手続き方法等については本機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html



4-4. 他の団体等の奨学金との重複受給

本機構は、原則として他の団体等（地方公共団体や進学事業実施団体等）の奨学金との重複受給を禁止していませんが、他の団体等では本機構の奨学金との重複受給を認めていない場合があります（重複の可否については他の団体に確認してください）。そのような場合には、どちらの奨学金を受けるかあなたが判断してください。



5. 貸与中の異動（休学・退学、改姓等）

- 異動とは、休学や退学、その他の登録内容に変更があったことをいいます。
- 主なものには、休止・退学・辞退・転学・編入学・改氏名・住所変更等があります。
事由ごとに所定の手続きがありますので、学校に申し出てください。
- 退学・辞退などにより貸与終了したときは、必ず奨学金を返還するための口座振替（リレー口座）の加入手続きをしてください（83ページ参照）。

5. 貸与中の異動（休学・退学、改姓等）目次

項番		ページ
5-1	改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更	62
5-2	交付の中断	63
5-3	交付の復活	63
5-4	退学・辞退	64
5-5	受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合	65
5-6	転学部（科）する時の手続き	66
5-7	転学・編入学する時の手続き	66
5-8	貸与期間延長（第二種奨学金のみ）	68
5-9	留学時に奨学金を希望する時の手続き	69

※保証制度の変更は10ページ、利率の算定方法の変更は16ページを参照してください。

5-1. 改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更

(1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の用紙）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。また、返還誓約書上で氏名を訂正して署名した場合も「改氏名届」の提出は必要です。詳細については、学校に確認してください。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

住所が変更された場合は、以下のとおりに手続きをしてください。

連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

①奨学金貸与中

マイナンバー提出済の奨学生本人については、届け出る必要がありません。

連帯保証人及び保証人については、住民票に記載の住所が変更になった場合に、本人以外の連絡先は、現在住んでいる住所が変更になった場合に「住所変更届」を学校に提出してください。

なお、奨学生本人の住所変更は、インターネットで行う「奨学金継続願」の提出（72ページ）時に、スカラネット・パーソナルから届け出ることもできます。

※スカラネット・パーソナルで行う「奨学金継続願」では、奨学生本人の電話番号・携帯電話番号の変更も届け出ることができます。

※勤務先のみの変更の場合は貸与終了後に行ってください。

②貸与終了後

現住所が変更された場合は、スカラネット・パーソナル又は、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて、直接、本機構に届け出てください。

※連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

(3) 連帯保証人・保証人の変更（人的保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）及び必要な添付書類（新連帯保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）・収入に関する証明書類、新保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行））を学校に提出してください。

①変更予定の新連帯保証人又は新保証人が、28ページの選任条件を満たしていることを確認してください。また、事前に新連帯保証人又は新保証人の了承を得たうえで、変更を届け出てください。

※30ページを参照のうえ、必要に応じて「返還保証書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。

②新連帯保証人又は新保証人を立てることができない場合、機関保証に変更する手続きが必要です（10ページ参照）。

(4) 本人以外の連絡先の変更（機関保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

5-2. 交付の中断

(1) 休止

休学（1か月以上の長期欠席を含む）した場合は、奨学金の交付は止まります。これを休止といいます。必ず、休止の「異動願（届）」を学校に提出してください。あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。また、休止手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。なお、第二種奨学金の貸与を受けている人のうち、休学し、ボランティアに参加する等の活動を行う人で、在学学校長が特に必要と認めるときに限り、最大1年間、貸与の継続を申請することができます。「休学时奨学金継続願」（所定の用紙）を学校に提出してください。

※授業料後払い制度の場合

支援対象授業料は、休学中も振り込まれる場合があります。

休学により卒業期が延びても、支援対象授業料の振込総額は、休学していなかった場合の総額と基本的に変わりません。このため、休学中に支援対象授業料の振込みがあった場合、支援対象授業料は卒業期の最後まで振り込まれない場合があります。

(2) 長期にわたる休止

休止が2年（大学院の奨学生で本機構が特に認めたときは3年）を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止（74、75ページ参照）が連続して2年を超える場合も同様です。辞退の「異動願（届）」を提出してください。また、学校の指示に従い、貸与終了時の手続き（83ページ参照）を行ってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（91ページ参照）の手続きをしてください。

(3) 本人都合による停止

あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断を希望する場合は、学校に申し出てください。「異動願（届）」の提出により、貸与奨学金の中断が可能です。停止からの交付再開を希望する場合は、次に説明する「復活」の手続きをすることにより、貸与奨学金の交付が再開されることがあります。

ただし、本人都合による貸与を停止した期間（月数）については、貸与奨学金採用時に確定した貸与期間に通算されます。

5-3. 交付の復活

休止が2年（大学院の奨学生で本機構が特に認めたときは3年）以内に終わり、復活の「異動願（届）」の提出があったときは、奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。交付再開を希望する場合は復活の「異動願（届）」を速やかに学校に提出してください。本人都合による停止からの復活の場合は、届出月の翌月（月の初日はその月）以降で希望する年月から交付開始となります（遡った年月からの交付は出来ません）。

本機構で審査し、復活が可能であれば交付が再開されます。交付の再開時期については、学校に問い合わせてください。

5-4. 退学・辞退

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを退学といいます。退学する場合は、速やかに学校に申し出て、退学の「異動願（届）」を提出してください。退学の「異動願（届）」の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

(2) 辞退

在学中に奨学金が不要となり、その旨を届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに学校に申し出て、辞退の「異動願（届）」を提出してください。

授業料後払い制度の場合、生活費奨学金の利用の有無にかかわらず提出が必要です。また、授業料支援金と生活費奨学金の貸与を受けている場合、授業料支援金のみ辞退することはできません。なお、授業料支援金は継続し、生活費奨学金の振込みを止めたい場合は、「奨学金貸与月額変更願（届）」で生活費奨学金の貸与月額を0円に減額する手続きを行ってください。

※辞退後は、辞退の取り消しはできません。辞退する際は、事前に保護者の方とよく相談してください。

※授業料後払い制度の場合

- ・通常の第一種奨学金を同時に利用することはできませんが、授業料後払い制度の利用を辞退し、次の年度に改めて申し込むことで、通常の第一種奨学金を利用することができる場合があります。
- ・学校の状況によっては、辞退後も支援対象授業料が振り込まれる場合があります。辞退の申出をする際には、支援対象授業料の振込みやあなた自身の授業料の納付をどのように行うか、学校に相談してください。

(3) 退学・辞退（貸与終了）時の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」（83ページ参照）が発行されますので、内容を確認してください。また、学校の指示に従い、貸与終了時の手続き（83ページ参照）を行ってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（91ページ参照）の手続きをしてください。退学後に他の学校に在学する場合は、新たに入学した学校で、在学猶予の手続きをしてください。

なお、住所等に変更がある場合は、スカラネット・パーソナル又は本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

※授業料後払い制度の場合

授業料後払い制度を利用して、あなたに課せられている授業料の都合により、退学・辞退の申し出をした後に授業料支援金が振り込まれる場合も返還が必要です。

(4) 退学・辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了（在学猶予期間終了）の翌月から数えて7か月目から返還が開始されます。



ポイント

第二種奨学金については、在学猶予の手続きにより返還期限が猶予されている期間は、利子は付きません。在学していても在学猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

5-5. 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で奨学生としての資格がなくなった場合や、自宅外通学から自宅通学に変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等により奨学生としての資格がなくなった後などにあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

※授業料後払い制度の場合

学校指定口座に振り込まれた支援対象授業料は、学校から本機構に返金されます。その分の授業料の納付については、学校の指示に従ってください。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。

機関保証制度選択者の返金額は、貸与額から保証料を差し引いた、実際に振り込まれた金額です。1円単位となりますので注意してください。



ポイント

インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

5-6. 転学部（科）する時の手続き

在学する学校内において、他の学部・学科・コース等に移ることや下記の昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、「転学部（科）届」（所定の用紙）を速やかに学校に提出してください。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学部（科）後の標準修業年限から、転学部（科）前にすでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

また、転学部（科）により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

5-7. 転学・編入学する時の手続き

転学には、次の2つがあります。

- ①退学又は卒業せずに、同一学校種間（例えばA大学学部からB大学学部へ）の他の学校の途中年次へ転入する場合
- ②退学後に引き続き、同一学校種間の他の学校の途中年次へ転入する場合

なお、A大学学部からB大学学部へ編入学試験を受けて編入学する場合は、奨学金の継続手続き上は「転学」に含まれます。

編入学とは、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後に大学の途中年次に入学することをいいます。

(1) 【転学】転学後、継続して貸与を希望する場合の手続き

- ①今まで在学していた学校の担当者に連絡し、所定の用紙を受け取ります。
- ②必要事項を記入し、今まで在学していた学校へ速やかに提出します。
(人的保証制度を選択しており、貸与総額が増額となる場合は、連帯保証人・保証人の署名・実印での押印・印鑑登録証明書の添付が必要です。)
- ③承認後、転学先の学校から「承認通知」を受け取ります。
※今まで在学していた学校を卒業した後に他の学校へ転学する場合は、継続の手続きはできません。転学先の学校で、新規にお申し込みください。

※授業料後払い制度の場合

年の途中で転学をする場合、その年で既に受けていた支援対象授業料の額は、転学後の上限額に算入されます。

〔事例1〕第一種奨学金の貸与期間

- ・継続年次へ進級した場合は、転学後の標準修業年限まで貸与を継続します。
(例：2年終了時に大学を退学し、引き続き他大学の3年次に転学する場合など)
- ・同一年次を重複履修した場合、転学後の標準修業年限のうち、すでに貸与された期間を除いた期間が継続貸与期間となります。
(例：2年終了時に大学を退学し、引き続き他大学の2年次に転学する場合など)

(事例2) 第二種奨学金の貸与期間

第二種奨学金については、転学先を最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

※手続きや貸与期間の詳細は以下のページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/tengaku.html>



大学院の転学で奨学金の継続が認められる場合があるのは、同一課程への転学となります。詳しくは在学している学校へお問い合わせください。

(2) 【編入学】短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程で奨学金を受けて卒業又は修了後、4年制大学の2年次以上に編入学する場合

第二種奨学金であれば、継続して貸与を受けることができます(下記表を参照)。編入学した大学に申し出て、「貸与奨学金継続願(編入学)」(所定の用紙)と「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」等必要な書類を、学校が定める期限までに提出してください。なお、継続できる奨学金は、貸与終了後1年以内のものに限ります。

①貸与期間

編入学した大学の定める編入学生の卒業に必要な修業年限の終期までです。したがって、編入学した大学の規定により2年次に編入した場合も、その学年から最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

②「奨学生証」の交付及び「返還誓約書」の提出

編入学した場合、あらためて奨学生番号が付与され、「奨学生証」及び「返還誓約書」が新たに交付されます。「返還誓約書」は学校が定めた期限までに提出してください。正しく提出されないと、編入学後に振り込まれた奨学金を全額返金していただいたうえで、採用取消になります。

なお、「貸与奨学金継続願(編入学)」によって採用された場合、返還誓約書は一部の情報(本人の住所及び連帯保証人等の氏名、住所等)が印字されていない状態で発行されます。返還誓約書に印字のない内容を書き加える場合、新規に情報を追加することとなりますので、学校から「返還誓約書記載事項訂正届」(所定の用紙)を受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

○短期大学等を卒業又は修了後に編入学した場合の貸与の可否

編入学後に貸与を希望する奨学金の種類	第一種	第二種
編入学前の奨学金の種類		
第一種	× (継続はできません) ※編入学後の学校で第一種の新規申込は可能です。	○ (継続できます) ※奨学金の種類は第一種から第二種に変更されます。
第二種		○ (継続できます)

5-8. 貸与期間延長（第二種奨学金のみ）

（1）貸与期間の延長

在学している学校が特に認めるときは、貸与終期から1年の範囲内で貸与期間の延長を申請することができます（第二種奨学金のみ）。

①延長できる事由

卒業延期の事由が下記（ア）～（エ）の場合に限ります。

（ア）留学による場合

（イ）傷病による場合

（ウ）ボランティア活動による場合

（エ）被災又は災害（感染症の影響を含む。）に起因する特殊事情

②延長を希望する場合

貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。提出期限等は、学校に確認してください。

（2）貸与期間延長後の休止

第二種奨学金貸与期間延長後に休学・留学等により休止した場合、復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。延長後の貸与終期までに復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

（3）長期履修学生

大学院以外の第二種奨学金の貸与期間は、長期履修学生であっても標準修業年限の終期までとなりますが、貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出することで、長期履修課程の修業年限の終期まで貸与期間を延長できることがあります。

詳しくは、学校に確認してください。

5-9. 留学時に奨学金を希望する時の手続き

(1) 国内で奨学金の貸与を受けながら、留学を希望する場合の取扱い

留学期間が3か月未満の場合、又は留学期間が3か月以上であっても留学中の学籍上の身分が「留学」又は「在学」の場合は、「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出することなく、奨学金の継続を認めます。

ただし、留学期間が3か月以上で留学中の学籍上の身分が「休学」の場合は、「留学奨学金継続願」を在学している学校を通じて提出することにより、継続して奨学金の貸与を受けられる場合があります。奨学金の継続貸与を希望しない場合は、「休止」又は「辞退」の手続きをしてください。

※授業料後払い制度は併せて第二種奨学金（国内）を申し込むことも可能です。

希望する場合は、在学している国内の学校へ相談してください。

なお、授業料後払い制度は第一種奨学金（国内・海外を含む）、第二種奨学金（海外）の貸与を併せて受けることはできません。

(2) 国内で奨学金の貸与を受けながら、留学により増額貸与を希望する場合の取扱い

留学時の一時金が必要な場合には、「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与を申し込むことができます。

申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校にお問い合わせください。



6. 貸与額通知（年に1度の借用金額等の確認）

- 「貸与額通知」（71 ページ参照）は毎年 12 月～3 月頃にスカラネット・パーソナルから確認することができます。
- 「貸与額通知」には、前年度の「貸与額通知」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は貸与開始時期）から直近の振込日までの奨学金貸与額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

毎年 1 回、この 1 年間の借用状況等について、「貸与額通知」で確認していただきます。「貸与額通知」はスカラネット・パーソナルから確認することができます（97 ページ参照）。

「貸与額通知」をもとに、順調に奨学金の貸与を受けているか、貸与予定総額はいくらか、今の月額が適切か、また、今後も奨学金が必要かなどを確認し、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。

なお、「貸与額通知」は、あなたが人的保証選択者の場合は、必ず、連帯保証人及び保証人にも確認してもらってください。また、あなたが未成年の場合は、必ず、親権者（父母等）又は未成年後見人にも確認してもらってください。

確認後は、「奨学金継続願」を学校が定める期限までにスカラネット・パーソナルから入力していただくことになります（72 ページ参照）。

貸与額通知

(見本)

20XX年11月12日

貸与額通知 (第二種) 機関保証 利率固定方式

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり貸与しています。確認してください。なお、本通知の内容を連帯保証人・保証人(人的保証制度選択者)・親権者(後見人)にお知らせください。

氏名 機構 太郎

奨学生番号 8 X X 0 4 2 2 2 2 2 2

学籍(学生証)番号 1 2 3 4 5 6

学校名 学生支援大学 経済学部

独立行政法人
日本学生支援機構

記

- 現在の貸与額 300,000円
- 貸与の始期～貸与の終期(予定) 20XX年6月～20XX年3月
- 現在の貸与月額 50,000円
- 貸与の始期から終期までの貸与額(予定) 2,300,000円
- 振込明細(前回までにお知らせした振込額を除いています。)

振込日	振込額	備考
20XX年6月11日	50,000円	
20XX年7月11日	50,000円	
20XX年8月11日	50,000円	
20XX年9月11日	50,000円	
20XX年10月11日	50,000円	
20XX年11月11日	50,000円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

次回振込予定額 20XX年12月11日 50,000円

本通知は 20XX年11月11日 振込後で作成してあります。

(注) 機関保証制度加入者の振込額には保証料が含まれています。

※本ページの「貸与額通知」は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。



7. 奨学金継続願（年1回）

- あなたは、翌年度4月以降も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の入力です。
- 「奨学金継続願」入力時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます。（73ページ参照）
- 「奨学金継続願」を入力後、学校は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、翌年度の奨学金が継続できない場合もあります。（74ページ参照）

7-1. 「奨学金継続願」の入力

(1) 「奨学金継続願」の入力方法

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから本機構へ届出ます。97ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがってスカラネット・パーソナルに登録してください。「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになります。まだ登録していない場合は新規登録が必要ですご注意ください。

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き4月からの奨学金の振込を希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。なお、給付奨学金を併せて利用する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合において、貸与額が0円になっていても、「奨学金継続願」の入力は必要です。

(2) 「奨学金継続願」の入力期間

入力期間は学校が定めていますので、学校の指示に従ってください。



ポイント

詳細な入力方法は、学校を通じてお知らせします。

7-2. 奨学金の継続を希望しない場合

「奨学金継続願」で「奨学金の継続を希望しません」を選択したうえで入力を完了してください。この場合、4月以降の奨学金は辞退となります。

授業料後払い制度においては4月以降の授業料の納付については、学校に相談してください。

辞退後は、貸与終了時の手続き(83ページ参照)を行ってください。なお、引き続き在学する場合は必要に応じて在学猶予の手続き(91ページ参照)をしてください。

7-3. 「奨学金継続願」を入力しなかった場合

学校が定めた期限までにスカラネット・パーソナルから入力しなかった場合は、「廃止」となり奨学生の資格を失います。貸与終了時の手続き(83ページ参照)を行ってください。なお、引き続き在学する場合は必要に応じて在学猶予の手続き(91ページ参照)をしてください。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「奨学金継続願」を入力できないことが予想される場合には、早めに学校に申し出てください。

7-4. 住所変更について

あなたの住所、電話番号、携帯電話番号に変更や訂正が生じた場合は、「奨学金継続願」から変更後住所等の届出を行うことができます。

「奨学金継続願」の入力期間でない場合は、「住所変更届」(所定の用紙)を学校に提出していただいても変更が可能です(62 ページ参照)

7-5. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の入力時に直近1年間の収支状況等を報告してもらいます。

支出に比べて収入が多い時は、減額できないか等、貸与月額の見直しを行ってください。

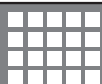
将来の返還を意識して奨学金を含め毎月の収支について、日頃からよく認識したうえで学生生活を送ってください。

(参考) 例年、「奨学金継続願」では、直近1年間の収支状況について、次の内容を報告していただいています。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。

なお、報告する内容は変更が生じることがあります。

大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校	
あなたの1年間の<収入>	あなたの1年間の<支出>
①家庭からの給付 ②日本学生支援機構の奨学金 ③日本学生支援機構以外の奨学金 ④アルバイト等収入 ⑤その他	①学費(授業料等) ②修学費(図書費・通学費等) ③家賃(家族と同居していない場合のみ) ④食費(家族と同居している場合は外食費用) ⑤光熱水料通信費(家族と同居している場合は通信費) ⑥機関保証制度の保証料(機関保証制度選択者のみ) ⑦その他

大 学 院	
あなたの1年間の<収入>	あなたの1年間の<支出>
①アルバイト等収入 ②配偶者の定職収入 ③日本学生支援機構の奨学金 ④日本学生支援機構以外の奨学金 ⑤父母等からの給付 ⑥その他	①学費(授業料等) ②修学費(図書費・通学費等) ③家賃(父母と同居していない場合のみ) ④食費(父母と同居している場合は外食費用) ⑤光熱水料通信費(父母と同居している場合は通信費) ⑥機関保証制度の保証料(機関保証制度選択者のみ) ⑦その他



8. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）

- 学校は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定のうえ本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。これを「適格認定」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。
- 奨学生としての自覚と責任を持って、勉学や学校生活に励んでください。

8 - 1. 適格認定による奨学金の継続

(1) 適格認定の実施時期

あなたが入力した「奨学金継続願」（72ページ参照）の内容や学業成績等を確認し、適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。

「適格認定」は、75ページ「(3) 適格認定の区分」に記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「奨学金継続願」を入力しても、翌年度も必ず継続して貸与されるとは限りません。

また、年間を通して、卒業（修了）延期が確定した場合や、性行不良等により奨学生としての適格性に疑義が生じた場合は、その都度「適格認定」が実施されます。

(2) 適格認定の2つの要素

適格認定は、次の2つの要素に基づき行われます。

①学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が確定した人、又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い人等は、原則「廃止」となります。

②経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。



- 当年度の修得単位（科目）数が皆無の人、又は極めて少ない人も、原則「廃止」となります。
- 停学や訓告、その他懲戒処分を受けたり、奨学生としてふさわしくないと学校で判断された人も、「廃止」や「停止」となります。
- 学校内外の規則を著しく乱した場合（起訴された場合や無期停学の場合等）は、「廃止」となります。

(3) 適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

- ①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。
- ②停止……1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として学校長が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、下記8-2を参照してください。
- ③警告……(ア) 奨学金の交付を継続します。
(イ) 学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し、指導します。
- ④継続……奨学金の交付を継続します。

(4) 「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は4月以降の奨学金は振り込まれません。



ポイント

- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時にさかのぼって「廃止」又は「停止」に処置を変更します。
- さかのぼって処置の変更をされた場合は、そのさかのぼった期間に振り込まれた奨学金を速やかに返金しなければなりません。

8-2. 適格認定で「停止」されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

- ① 停止期間満了時の学校が定める期限までに、交付の再開を希望する旨を学校に申し出てください。
- ② 学校が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活させることがあります。

※奨学金の交付が停止されている事由(学業不振等)を解消することが必要です。



ポイント

- 「学校処分」を理由として奨学金の交付を停止されていた人が「復活」する場合は、貸与期間の終期を延長することはできません。
- 奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。

8-3. 「停止」「警告」の認定を受けた場合

「停止」「警告」のいずれかの認定を受けた場合は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。学校から配付される「処置通知」等の内容を理解したうえで、学業に精励してください。



9. 進学する場合

- 学校を卒業後進学し、奨学金を受けたい場合は、進学先で改めて申込みをしてください。
(本機構の奨学金を取り扱っているかどうか、事前に進学先に確認してください。)
- 在学中のため返還期限の猶予(返還の先送り)を希望する場合は、進学先で在学猶予の手続きをしてください。

9-1. 申込み方法

(1) 在学採用

進学した後に奨学金を申し込むことを、「在学採用」といいます。申込みは、進学先の学校で受け付けます。実施時期などは、進学先の学校に問い合わせてください。



専門課程を置く専修学校の中には、本機構の奨学金を取り扱っていない学校や学科がありますので、必ず進学予定の学校に問い合わせてください。

(2) 予約採用(大学院への進学の場合のみ)

進学する前に奨学金を申し込むことを、「予約採用」といいます。申込みは、進学予定の大学院で受け付けます。



予約採用を実施しない大学院もありますので、必ず進学予定先に問い合わせてください。

9-2. 貸与期間

過去に本機構の奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校種別(課程)で、新たに同じ貸与種別の奨学金(第一種奨学金または第二種奨学金)を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができなかったりする場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)は、手続きにより全ての学校種別(課程)を通じて1回限り、第二種奨学金は、各々の学校種別(課程)において1回限り、現に在学する学校の標準修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳細については、学校に問い合わせてください。

9-3. 在学猶予

奨学金の貸与期間終了後に進学し、卒業まで返還期限の猶予(返還の先送り)を希望する場合は、速やかに在学先で在学猶予(91ページ参照)の手続きをしてください。在籍期間中は通算10年(120か月)まで返還期限が猶予されます。ただし、在学猶予を受けることができない学校の場合は、別途、返還期限猶予(91ページ参照)を願い出る必要があります。詳細については、学校に問い合わせてください。



10. 特に優れた業績による返還免除

- 本制度は、大学院において第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた人として大学から推薦され、本機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。
- 申請は、奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。申請年度は大学院を修了した年度とは限りません。機会を逃すと申請できませんのでご注意ください。
- 2023年度以降、大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（「大学フェローシップ」）、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（「SPRING」）又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」（「BOOST」）のうち研究奨励費等生活費相当額の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外となります。

10-1. 「特に優れた業績による返還免除」制度

(1) 制度概要

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合に、奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。なお、博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請は貸与終了年度に希望者が行うものですが、在学校の推薦が必要となります。詳しくは学校にお問い合わせください。

(2) 業績の種類と評価基準

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績の種類と、本機構の定める評価基準（次表）に基づき、各大学が具体的な評価項目を設定し、総合的な評価を行います。

なお、博士課程については、返還免除内定者及び専攻分野に関する芸術またはスポーツにおいて優れた業績がある場合を除き、学位論文やその他研究論文において優れた業績があることを必須とします。

項番	業績の種類	機構が定める評価基準
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
2	大学院設置基準第16条第1項に定める特定の課題についての研究成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
5	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた実績を挙げたと認められること
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
9	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること
11	その他機構が定める業績	当該大学院において、停止又は廃止の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること（修業年限内で課程を修了できないことが、災害、傷病、感染症の影響その他やむを得ない事由によるものと認められるときは、修業年限内で課程を修了したものとみなす。）。ただし、修業年限の終期により前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること

(3) 返還免除の願出

① 応募期間

貸与が終了する年度に大学が設定する応募期間中に申請してください。

貸与が終了した年度の翌年度以降に願い出ることはできません。貸与が終了した年度の翌年度以降に大学院を修了する場合、修了時に申請することはできませんので特にご注意ください。 辞退・退学等の異動により貸与終了する場合は、「異動願（届）」を提出のうえ、応募期間中に申請してください。特に年度末間近の辞退・退学等の異動については、大学の指示に従って手続期限に十分注意してください。

授業料後払い制度の貸与を受けていたが、課程の途中で辞退等して通常の第一種奨学金の新たな貸与を受ける場合または上述の逆の場合は、授業料後払い制度と通常の第一種奨学金とを一度の免除の手続きの対象とすることはできません。それぞれの貸与が終了した年度に別々に申請する必要があります。

② 申請方法

返還免除を希望する人（内定者を含む）は、大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式）を大学に提出してください。添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

③ 貸与終了時の手続き

貸与終了時の手続き（83ページ参照）を行ってください。

④ 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）について

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けている人は、ホームページに掲載される募集概要を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで願い出てください。

(4) 認定

① 返還免除候補者の推薦

大学は、学内選考委員会において申請者の業績について総合的に評価を行い、本機構に推薦します。

② 本機構の認定

①返還免除者の認定は、学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

②全額免除、半額免除の認定は、各大学院から課程別に推薦された奨学生に付された順位の上位3分の1以内（国立大学の大学院修士課程及び専門職学位課程においては上位6分の1以内、同博士課程においては上位2分の1以内）の人を全額免除とし、それ以外の人を半額免除とすることを基本とします。

ただし、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定されない場合があります。

③ 認定結果通知

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学及び推薦された各奨学生に通知します。（大学から本機構に推薦されなかった申請者に対しては、本機構から通知しません。）

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けている人は、国内連絡先に通知します。

(5) 教員になった者に対する奨学金の返還免除制度（教員免除）

大学院修士課程、博士前期課程、専門職学位課程に在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者で、以下の推薦要件を満たす場合、大学院在籍中に貸与を受けた第一種奨学金の返還が全額免除になります。

通常の業績免除と異なり、要件を満たす者は全員全額免除となります。

○ 推薦要件

大学院在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者で、以下①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

- ①教職大学院に在籍し、教員採用選考試験に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者
- ②教職大学院以外の大学院に在籍し、次の（ア）、（イ）の双方を満たす者のうち、教員採用選考試験に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者
 - （ア）大学院において、教職課程を履修し専修免許状を取得していること（採用選考等にあたり特別免許状の授与を受ける場合も含む）
 - （イ）大学院において、学校等での実習を必須とする科目（教職課程認定を受けているものに限る。）を少なくとも1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上確保していること。実習の場合は、大学の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等であること

○ 申請

通常の返還免除と同様、貸与が終了した年度の、大学が設定する応募期間中に申請してください。

通常の返還免除で提出する書類に加え、以下の書類の提出が必要です。

なお、推薦要件を満たしているか確認するために、学校が専修免許状の写し等、その他の書類の提出を求める場合があります。

- ・教員採用選考の合格通知書等の写し
- ・採用猶予等通知の写し（該当者のみ）
- ・4月1日現在の在職証明書の写し等

※上記の書類を提出できない場合や、教員にならなかった等、推薦要件を満たしていなかった場合は教員免除の認定を受けることはできません。

また、学校から教員免除の候補者として機構へ推薦された場合、推薦後に通常の返還免除の候補者に変更することはできません。

(6) その他

① これ以上貸与を受けたくないが、課程修了年度でないと免除の要件を満たせない場合

特に優れた業績による返還免除は、第一種奨学金の貸与を終了した年度においてのみ免除の申請をすることができます。このため、特に教員免除のように、課程修了年度にならなければ免除の要件を満たすことができない場合、課程の修了と同じ年度に第一種奨学金の貸与を終了していなければ、免除の申請をすることができません。

これ以上の奨学金の貸与が不要になったものの、教員免除を希望するなど課程修了の年度でなければ免除の要件を満たせないような場合には、あなたが申し出た期間まで奨学金の貸与を停止することで、奨学金の振込みを止めたまま、貸与を受ける資格を継続して保有し続けることができます。この停止の申請を希望する場合は、学校に申し出てください(63ページ 5-2.(3)本人都合による停止 参照)。その前に奨学金の貸与を辞退したり、継続の手続き(72ページ)を怠ったりしてしまうと、この取扱いはできませんので、ご注意ください。

② 年度途中で貸与が終了する場合

年度の早い時期に辞退・退学等により貸与が終了する人については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来することがあります。返還免除を希望する人は、認定結果が確定するまでの間に返還が始まらないよう、速やかに「奨学金返還期限猶予願」(貸与終了時に配付される「返還のてびき(ダイジェスト版)」参照)を「業績優秀者返還免除申請書」の写し等と併せて大学に提出してください。提出により、貸与が終了した月が属する年度の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予(返還の先送り)します。

第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)の貸与を受けている人は、「奨学金返還期限猶予願」を募集概要に記載の本機構貸与・給付総務課宛に、簡易書留などにより郵送してください。提出により、貸与が終了した月が属する年度の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予(返還の先送り)します。

なお、貸与終了後も引き続き在学する人は、在学猶予(91ページ参照)の手続きをしてください。詳しくは大学にお問い合わせください。

③ 半額免除の認定を受けた場合

半額免除の認定を受けた人は、借入金額から免除額を差し引いた金額で返還が開始されます。

④ 機関保証制度を選択した場合の保証料について

機関保証制度を選択した人が全額免除となった場合は、返還完了となり、支払われた保証料が一部返戻されます。半額免除の場合は、残額の返還を完了した後に、支払われた保証料が一部返戻されます。なお、原則、保証料の振込先は、奨学金振込口座(学校指定口座は除く)又は振替用口座(リレー口座)となります。

 ・保証料の返戻は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行っております。

10-2. 返還免除内定制度

大学院進学前後もしくは1年次のうちに、返還免除が内定する制度です。

(1) 制度概要

修士課程：修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的として、大学院入試の成績等に基づき、大学院修士課程及び専門職学位課程に進学し授業料後払い制度を含む第一種奨学金（※1）の貸与を受ける予定の学生を対象に、返還免除の内定を受けることができる制度です。なお、学業成績不振の場合は、内定を取り消すことがあります。また、貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置や「警告」の認定を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時等は、返還免除の内定を取り消します。

博士課程：博士課程進学へのインセンティブを付与し、給付的効果を充実するため、大学院入試の結果等に基づき、大学院博士課程に進学し第一種奨学金（※1）の貸与を受けている学生を対象に、返還免除の内定を受けることができる制度です。

なお、貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時等は、返還免除の内定を取り消します。

※1 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）は、返還免除内定制度の対象外です。

(2) 評価方法

修士課程：大学院入試の成績や、これに替わる大学学部の成績等をもとに総合的に評価します。

博士課程：博士課程入試の結果、修士（博士前期）課程の成績、修士（博士前期）課程の研究科長からの推薦等に基づき、各大学で定めた基準により評価します。

(3) 願出

修士課程：修士課程及び専門職学位課程に進学を希望する人の返還免除内定については、進学を予定する年度の前年度に進学を予定する大学院を通じて募集します。

博士課程：博士課程については、博士課程に入学した年度に入学した大学院を通じて募集します。

※対象者の要件・応募期間・願出方法等については、大学にお問い合わせください。

(4) 認定

① 内定候補者の推薦

大学は、学内選考委員会において総合的に評価を行い、本機構に推薦します。

② 本機構の認定

学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

③ 内定通知

大学から機構に推薦された内定候補者の選考結果については、本人あての通知を学校に送付しますので、学校から受け取ってください。



11. 貸与終了時の手続き

- 学校から「貸与奨学金返還確認票」と「返還のてびき」（ダイジェスト版）を受けとってください。
- 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
- 口座振替（リレー口座）の加入手続きを行ってください。
- 奨学金振込口座を返還の振替用口座（リレー口座）として利用する場合でも、必ず加入手続きが必要です。
- スカラネット・パーソナルに貸与終了後も使用するメールアドレスを登録してください。

11-1. 貸与奨学金返還確認票

(1) 内容の確認

貸与終了時に交付される「貸与奨学金返還確認票」（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の借入金額等、返還に係る情報が印字されています。

機関保証制度選択者の場合は本人以外の連絡先として届け出ている方に、人的保証制度選択者は連帯保証人及び保証人に、必ず確認してもらってください。

(2) 内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、連帯保証人又は保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物を変更する場合は、すぐに学校に申し出てください。

11-2. 振替用口座（リレー口座）

(1) 振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

あなたが卒業後に返還するお金が後輩の貸与奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

(2) 口座振替（リレー口座）の加入手続き

在学校の指示に従い、スカラネット・パーソナル又は「口座振替（リレー口座）加入申込書」（金融機関の窓口へ提出）により、奨学金返還のための口座振替（リレー口座）の加入手続きをしてください（詳細は85ページ参照）。

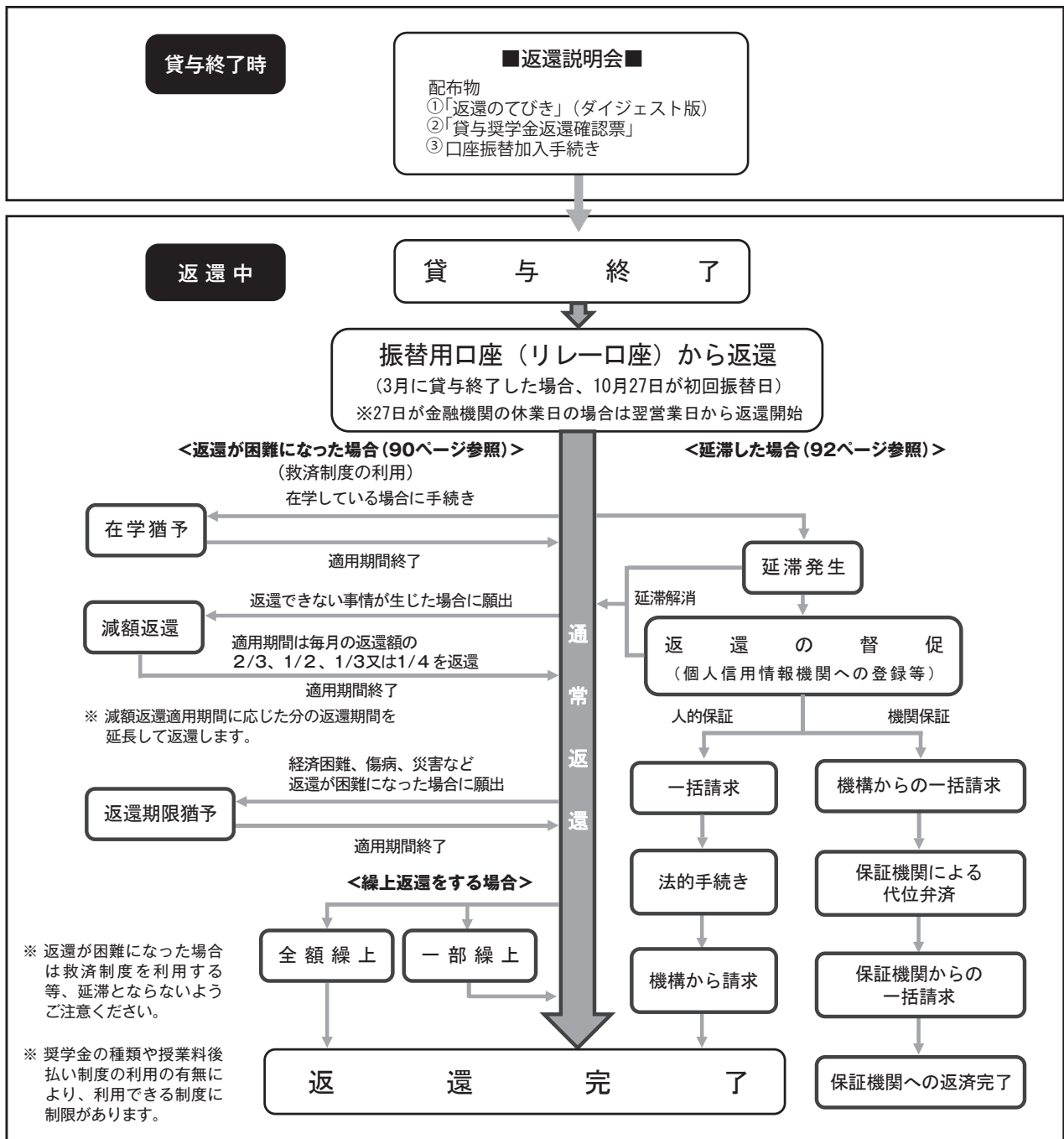
11-3. メールアドレスの確認

スカラネット・パーソナルにログイン後、「個人情報」のタブから、登録済みのメールアドレスを確認してください。もし在学中しか使用できないメールアドレスや古いメールアドレス、ドメイン名に誤りがある等の場合、貸与終了後も使用できるメールアドレスに修正してください。機構から重要なお知らせを送信する場合があります。

第三部

返還

図解 2 <貸与終了から返還完了まで>



ポイント

- 貸与終了時には、振替用口座(リレー口座)の加入手続きが必要です(83ページ参照)。
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります(85ページ参照)。
- 返還が困難になった場合は、救済制度(90ページ参照)がありますので、本機構にご相談ください。
- 減額返還・返還期限猶予の最新の制度の内容は、本機構のホームページ等をご確認ください。



1. 奨学金の返還

- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。3月に貸与（または在学猶予）が終了した場合は、10月から返還が始まります。
- 授業料後払い制度において授業料支援金と生活費奨学金はまとめて1つの奨学金として返還します。
- 月賦返還の場合は、登録された振替用口座から毎月27日（27日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に引き落としします。
- 月賦・半年賦併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落としします。なお、1月と7月の返還額は、その他の月の約7倍になります。
- 住所や電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に届け出なくてはなりません。
- 返還が困難になった場合は、必ず、本機構ホームページを確認し、不明点があれば電話相談してください。

1-1. 奨学金の返還方法及び返還例

(1) 奨学金の返還方法

①振替用口座の加入手続き

スカラネット・パーソナル又は「口座振替（リレー口座）加入申込書」（金融機関の窓口へ提出）により口座振替（リレー口座）の加入手続きをしてください。

【取扱金融機関】（2025年12月時点）

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、一部の信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、一部の漁業協同組合及び一部のインターネット専門銀行

※手続き方法（スカラネット・パーソナル又は「口座振替（リレー口座）加入申込書」（金融機関の窓口へ提出）によって取扱金融機関は異なります。今後取扱金融機関が変わる可能性がありますので、詳しくは本機構ホームページ「加入方法」をご確認ください。



②返還方法（定額返還方式選択者）

「月賦」と「月賦・半年賦併用」のどちらかを返還誓約書提出時（24ページ参照）に選択しています。

※所得連動返還方式（11ページ参照）を選択している場合は、月賦返還のみとなります。

(2) 奨学金の返還開始時期

返還は、貸与終了（在学猶予期間終了）の翌月から数えて7か月目に始まります（3月に貸与終了した場合は10月から始まります）。

(3) - 1 月々の奨学金返還額（定額返還方式の場合）

「月賦」の場合は毎月27日に引き落とします。

「月賦・半年賦併用」の場合は毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落とします（1月と7月の返還額は、月賦と半年賦が同時に引き落とされるので、その他の月の約7倍の返還額です）。

87～89ページの返還例を参考にしてください。なお、返還金の全部又は一部を繰上返還することもできます。

本機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」（99ページ参照）で、返還額等の試算をすることができます。

(3) - 2 月々の奨学金返還額（所得連動返還方式の場合）

12ページをご参照ください。

説明 1 第一種奨学金の場合の主な返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

【返還例 1-1】高等専門学校で借りた場合

貸与月数 60 か月

設置者	通学形態	貸与月額 1, 2, 3 学年	貸与月額 4, 5 学年	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
国公立	自宅	21,000 円	45,000 円	1,836,000 円	10,928 円	168 回 (14 年)
		22,500 円	40,000 円	1,770,000 円	11,346 円	156 回 (13 年)
	51,000 円		2,034,000 円	12,107 円	168 回 (14 年)	
私立	自宅	32,000 円	40,000 円	2,112,000 円	12,571 円	168 回 (14 年)
			53,000 円	2,424,000 円	13,466 円	180 回 (15 年)
	自宅外	35,000 円	40,000 円	2,220,000 円	13,214 円	168 回 (14 年)
			50,000 円	2,460,000 円	13,666 円	180 回 (15 年)
			60,000 円	2,700,000 円	15,000 円	180 回 (15 年)
国公立	自宅・自宅外	10,000 円	20,000 円	840,000 円	7,000 円	120 回 (10 年)
			30,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回 (12 年)

【返還例 1-2】短期大学及び専修学校専門課程（2年課程）で借りた場合

貸与月数 24 か月

設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)	
国公立	自宅	45,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回 (12 年)	
		40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)	
	51,000 円		1,224,000 円	8,500 円	144 回 (12 年)	
私立	自宅	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)	
			53,000 円	1,272,000 円	8,833 円	144 回 (12 年)
	自宅外	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)	
			50,000 円	1,200,000 円	8,333 円	144 回 (12 年)
			60,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回 (13 年)
国公立	自宅・自宅外	20,000 円	480,000 円	4,444 円	108 回 (9 年)	
			30,000 円	720,000 円	6,666 円	108 回 (9 年)

【返還例 1-3】大学学部で借りた場合

貸与月数 48 か月

設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)	
国公立	自宅	45,000 円	2,160,000 円	12,857 円	168 回 (14 年)	
			1,920,000 円	12,307 円	156 回 (13 年)	
	51,000 円	2,448,000 円		13,600 円	180 回 (15 年)	
私立	自宅	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回 (13 年)	
			54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	180 回 (15 年)
	自宅外	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回 (13 年)	
			50,000 円	2,400,000 円	13,333 円	180 回 (15 年)
			64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	216 回 (18 年)
国公立	自宅・自宅外	20,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)	
			30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回 (13 年)

【返還例 1-4】大学院で借りた場合

貸与月数 修士課程 24 か月、博士課程 36 か月

区分	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
修士課程	50,000 円	1,200,000 円	8,333 円	144 回 (12 年)
	88,000 円	2,112,000 円	12,571 円	168 回 (14 年)
博士課程	80,000 円	2,880,000 円	15,000 円	192 回 (16 年)
	122,000 円	4,392,000 円	18,300 円	240 回 (20 年)

※ 所得連動返還方式を選択している場合は、貸与終了後の収入・所得に応じて返還月額・返還回数が変わります（11ページ参照）。

説明 2 第二種奨学金の場合の返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

- ①利率2.112%（増額部分の貸与利率2.312%）は、2025年11月末貸与終了者の利率（利率固定方式）で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ②《参考》利率3.0%は、基本月額の上限である貸与利率で、返還例2-4及び2-5の増額部分の貸与利率（上限なし）は3.2%で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ③返還総額には、利子を含んでいます。
- ④端数調整の関係で、返還回数に月賦返還額を乗じても、返還総額にならない場合があります。
- ⑤「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね5年ごとに利率が見直され、月賦返還額が増減します。

【返還例2-1】短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（2年課程）で借りた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率2.112%の場合		《参考》利率3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
20,000	24か月	480,000	532,399	4,930	555,329	5,141	108	9
30,000	24か月	720,000	798,631	7,395	833,004	7,713	108	9
40,000	24か月	960,000	1,075,674	8,963	1,126,462	9,386	120	10
50,000	24か月	1,200,000	1,371,897	9,527	1,448,002	10,055	144	12
60,000	24か月	1,440,000	1,662,831	10,658	1,761,917	11,293	156	13
70,000	24か月	1,680,000	1,959,392	11,662	2,084,144	12,405	168	14
80,000	24か月	1,920,000	2,217,115	14,212	2,349,227	15,059	156	13
90,000	24か月	2,160,000	2,519,235	14,995	2,679,629	15,950	168	14
100,000	24か月	2,400,000	2,827,066	15,706	3,018,568	16,769	180	15
110,000	24か月	2,640,000	3,109,775	17,276	3,320,402	18,446	180	15
120,000	24か月	2,880,000	3,426,233	17,844	3,672,102	19,125	192	16

【返還例2-2】大学学部、専修学校専門課程（4年課程）で借りた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率2.112%の場合		《参考》利率3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
20,000	48か月	960,000	1,075,674	8,963	1,126,462	9,386	120	10
30,000	48か月	1,440,000	1,662,831	10,658	1,761,917	11,293	156	13
40,000	48か月	1,920,000	2,217,115	14,212	2,349,227	15,059	156	13
50,000	48か月	2,400,000	2,827,066	15,706	3,018,568	16,769	180	15
60,000	48か月	2,880,000	3,426,233	17,844	3,672,102	19,125	192	16
70,000	48か月	3,360,000	4,116,743	18,055	4,461,524	19,567	228	19
80,000	48か月	3,840,000	4,750,923	19,795	5,167,586	21,531	240	20
90,000	48か月	4,320,000	5,344,783	22,270	5,813,549	24,222	240	20
100,000	48か月	4,800,000	5,938,720	24,744	6,459,510	26,914	240	20
110,000	48か月	5,280,000	6,532,592	27,218	7,105,485	29,605	240	20
120,000	48か月	5,760,000	7,126,468	29,693	7,751,445	32,297	240	20

【返還例 2-3】 大学院で借りた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率2.112%の場合		《参考》利率3.0%(上限)の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額(円) (元金+利子)	月賦返還額 (円)		
50,000	24 か月	1,200,000	1,371,897	9,527	1,448,002	10,055	144	12
	36 か月	1,800,000	2,078,552	13,323	2,202,404	14,117	156	13
	48 か月	2,400,000	2,827,066	15,706	3,018,568	16,769	180	15
	60 か月	3,000,000	3,604,308	17,668	3,877,457	19,007	204	17
80,000	24 か月	1,920,000	2,217,115	14,212	2,349,227	15,059	156	13
	36 か月	2,880,000	3,426,233	17,844	3,672,102	19,125	192	16
	48 か月	3,840,000	4,750,923	19,795	5,167,586	21,531	240	20
	60 か月	4,800,000	5,938,720	24,744	6,459,510	26,914	240	20
100,000	24 か月	2,400,000	2,827,066	15,706	3,018,568	16,769	180	15
	36 か月	3,600,000	4,453,982	18,558	4,844,592	20,185	240	20
	48 か月	4,800,000	5,938,720	24,744	6,459,510	26,914	240	20
	60 か月	6,000,000	7,423,393	30,931	8,074,435	33,642	240	20
130,000	24 か月	3,120,000	3,785,460	17,525	4,087,467	18,923	216	18
	36 か月	4,680,000	5,790,222	24,126	6,297,973	26,242	240	20
	48 か月	6,240,000	7,720,324	32,168	8,397,410	34,988	240	20
	60 か月	7,800,000	9,650,486	40,209	10,496,771	43,736	240	20
150,000	24 か月	3,600,000	4,453,982	18,558	4,844,592	20,185	240	20
	36 か月	5,400,000	6,681,020	27,838	7,266,917	30,279	240	20
	48 か月	7,200,000	8,908,118	37,116	9,689,270	40,372	240	20
	60 か月	9,000,000	11,135,157	46,396	12,111,680	50,464	240	20

【返還例 2-4】 私立大学の医・歯・薬・獣医学で最高月額12万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率2.112%かつ 増額部分利率2.312%の場合		《参考》利率3.0%(上限)かつ 増額部分利率3.2%の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額(円)	月賦返還額(円)	返還総額(円)	月賦返還額(円)		
医・歯学課程 160,000円 (40,000円増)	72 か月	11,520,000	14,321,863	59,674	15,575,066	64,896	240	20
獣医学課程 薬学課程 6年制 140,000円 (20,000円増)	72 か月	10,080,000	12,505,801	52,107	13,601,135	56,671	240	20
薬学課程 4年制 140,000円 (20,000円増)	48 か月	6,720,000	8,337,145	34,738	9,067,342	37,781	240	20

【返還例 2-5】 法科大学院で最高月額15万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率2.112%かつ 増額部分利率2.312%の場合		《参考》利率3.0%(上限)かつ 増額部分利率3.2%の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額(円)	月賦返還額(円)	返還総額(円)	月賦返還額(円)		
190,000 (40,000円増)	24 か月	4,560,000	5,664,698	23,602	6,160,586	25,668	240	20
	36 か月	6,840,000	8,497,117	35,404	9,240,909	38,503	240	20
220,000 (70,000円増)	24 か月	5,280,000	6,572,691	27,386	7,147,526	29,781	240	20
	36 か月	7,920,000	9,859,134	41,080	10,721,397	44,672	240	20

1-2. 繰上返済

(1) 繰上返済の申込み

貸与終了後に、奨学金の全額もしくは一部を繰上返済することができます。一部繰上返済をした場合は、繰り上げた分の返済期間が短縮されます。希望するときは、以下のいずれかの方法で申込みをしてください。

- ①スカラネット・パーソナル（97ページ参照）で申し込む。
- ②「繰上返済申込書」を郵送し申し込む。

※繰上返済申込書は、本機構ホームページ「繰上返済申込み」に掲載しています。

(2) 繰上返済時の利子

第二種奨学金を繰上返済した場合は、その繰上にあたる期間の利子がかかりません。ただし、繰上返済をしても、据置期間利息がかかります。



「据置期間利息」とは、貸与終了後、返済が始まるまでの期間に賦課される利子のことです。

(3) 支払われた保証料の返戻（機関保証制度選択者の場合）

全額繰上返済又は一部繰上返済をして返済期間が短縮されて返済完了となったときは、支払われた保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。



支払われた保証料は、原則としてあなた名義の奨学金振込口座又は振替用口座に返金されます。

1-3. 返済が困難になった場合（救済制度）

経済困難、失業、傷病、災害等返済できない事情が生じた場合、返済月額の減額または返済期限の猶予といった救済制度があります。仮に延滞となっても決して放置しないで本機構に相談してください。

※減額返済・返済期限猶予にはどちらも願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

※返済総額は、減額返済制度、返済期限猶予制度を利用した場合も変わりません。

(1) 減額返済 ※授業料後払い制度の場合利用不可

願出により、当初の返済月額を3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に減らすことができます（1年ごとの願出が必要）。減額返済適用期間に応じて返済期間を延長して返済します。

- 例) ・月々返済する金額を3分の2に減額した場合、8か月分を12ヶ月で返済する。
- ・月々返済する金額を2分の1に減額した場合、6か月分を12ヶ月で返済する。
- ・月々返済する金額を3分の1に減額した場合、4か月分を12ヶ月で返済する。
- ・月々返済する金額を4分の1に減額した場合、3か月分を12ヶ月で返済する。
- ・スカラネット・パーソナル（97ページ参照）で願出が可能です。
- ・通算15年（通算180か月）が限度です。
- ・延滞している場合は利用できません。
- ・返済方法は、口座振替による月賦返済に限ります。

※所得連動返済方式を選択している第一種奨学金（授業料後払い制度含む）については、減額返済制度は利用できません（11ページ参照）。

(2) 返還期限猶予

願出により、返還期限を先送りにすることができます（1年ごとの願出が必要）。

- ・スカラネット・パーソナル（97ページ参照）で願出が可能です。
- ・通算10年（120か月）が限度です。

※傷病等の一定の条件に該当する場合は、取得年数の制限なく願出することができます。

(3) 猶予年限特例（奨学生証に印字（19ページ⑨参照））

奨学生証の返還方式の後に「(猶予年限特例)」と印字されている場合は、当該奨学生番号の返還分については、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願出することができます。

(4) 在学猶予（在学中）

- ・国内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。

※研究生・聴講生・選科履修生・科目等履修生としての在籍、及び専修学校一般課程
・各種学校・無認可校は対象になりませんので、(2)の返還期限猶予を願出してください。

- ・スカラネット・パーソナル（97ページ参照）で願出が可能です。1回の願出で卒業予定期まで手続きできます。
- ・適用期間は、通算10年（120か月）までとなります。

※休学や留年による卒業延期、通信制学部（科）での在学の場合は、1年ごとの願出が必要です。

【ポイント】

	減額返還※1	返還期限猶予	在学猶予
事由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無職・未就職・低収入により返還困難な場合 ■ 失業した場合 ■ 病気で働けない場合 ■ 災害にあった場合 	など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 辞退後、引き続き在学している場合 ■ 進学した場合※3 ■ 留年した場合※4
条件	【給与所得者】年間収入金額の目安 (経済困難事由の場合)		【対象外】 ● 専修学校(一般課程) ● 各種学校 ● 科目等履修生 など
	400万円以下※2	300万円以下	
提出	奨学生本人がスカラネット・パーソナルから「減額返還願」「返還期限猶予願」を提出 (スカラネット・パーソナルから提出できない場合は書面で郵送)		奨学生本人がスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出

※1 所得連動返還方式を選択している第一種奨学金（授業料後払い制度含む）については、減額返還制度は利用できません。

※2 扶養している子供が2人いる場合は年間収入500万円以下、扶養している子供が3人以上いる場合は年間収入600万円以下になります。

※3 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校が対象（対象外の課程等あり）

※4 留年及び通信教育課程に在籍している場合は、1年ごとに提出が必要です。

(5) 返還免除

死亡又は精神若しくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除される場合があります。

※精神又は身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限ります。

1-4. 返還を延滞した場合

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金（第二種奨学金に賦課される利子は除く、元金のみ）に対し、年（365日あたり）3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(2) 請求・督促

延滞すると、文書に併せ、電話で督促が行われます。人的保証選択者は、連帯保証人や保証人へもお知らせします。それでも返還に応じない場合は、本機構が委託した債権回収会社が、奨学金の回収を行います。

(3) 個人信用情報機関への登録

延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。（93ページ「2. 個人信用情報機関の利用」参照）

(4) 法的手続き

人的保証制度選択者が返還を一定期間延滞した場合、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む））、延滞金の合計額）を一括で請求（※）します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立を行う等、法的手続きを行うことがあります。

(5) 代位弁済

機関保証制度選択者が返還を一定期間延滞した場合、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む））、延滞金の合計額）を一括で請求（※）します。これに応じない場合は、保証機関（協会）があなたに代わって返済（代位弁済）をしますが、保証機関（協会）はあなたに請求を行います。代位弁済が行われた場合、必ずあなたが保証機関（協会）へ返済しなければなりません（9ページ「2-2. 奨学金の返還を延滞した場合」参照）。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

※ 督促を受けてもなお返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

**自覚を持って、返還につとめてください。
返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。**



2. 個人信用情報機関の利用

- 本機構では、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止するため、個人信用情報機関を利用しています。
- 延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。(貸与奨学生全員が登録されるわけではなく、延滞した場合のみ登録対象になります。)
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

(1) 個人信用情報機関とは

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。会員は、個人信用情報機関を利用することにより、消費者等への過剰貸付（多重債務）の防止や審査事務の迅速化を図っています。

【補足説明】

2008年6月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことであるとの提言がなされました。本機構は、3か月以上の延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ登録することとして、2008年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟し、2010年4月から個人信用情報機関への情報提供を始めました。※一般的には各種ローンの契約やクレジットカード作成の際に登録されますが、本機構の奨学金事業は教育事業であることから、3か月以上の延滞者に限って登録することとしています。

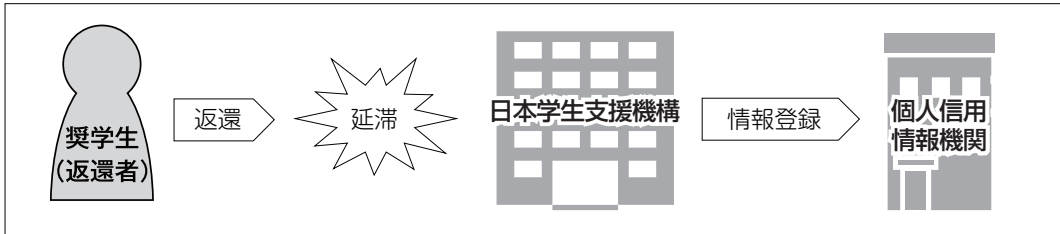
(2) 個人信用情報機関に個人情報を登録する条件

延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。

新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。

(3) 個人情報情報機関に登録される内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報、貸与金額、最終返済日等の契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完了等）が登録されます。



(4) 個人情報情報機関に登録された場合

個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。それによって、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。



(5) 個人情報情報機関に登録された情報の登録期間

一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消したという情報が登録されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の【同意条項】

機構における個人信用情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。
(個人信用情報の利用・登録等)

- 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
- 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

・全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

・(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

- 私は機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。



1. JASSO災害支援金

自然災害等により、**学生又はその父母等**が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰することができるよう、JASSOへのご寄附を財源として、JASSO災害支援金の支給を行っています。

(1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- ・日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門課程を置く専修学校に在学中の学生。
- ・自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた人又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した人。
- ・学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める人。

(2) 支給額 10万円 ※返還不要

(3) 申請方法

在学する学校を通じて本機構に申請します。詳しくは学校にお問い合わせください。

(4) 申請期限

学校から本機構への申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて6か月以内です。

※最新の情報は、本機構のホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>





2. スカラネット・パーソナル

(1) スカラネット・パーソナルとは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「貸与額通知」の確認（70、71ページ参照）や「奨学金継続願」の入力（72ページ参照）も、スカラネット・パーソナルを通じて行いますので、必ず「奨学金継続願」の提出期間までに登録を済ませておいてください。

※「スカラネット・パーソナル」は奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

(2) スカラネット・パーソナルのURLへのアクセス方法

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①スカラネット・パーソナルのURLから（クリック・タップ）

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

②2次元コードから読み込む。



※推奨環境



(3) スカラネット・パーソナルの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

※既に他の奨学生番号を保持し、ユーザID及びパスワードを設定している場合は、再度、新たな奨学生番号での新規登録は不要です。



ログイン・新規登録ボタン

①「スカラネット・パーソナルへようこそ」（スカラネット・パーソナルトップページ）の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウインドウでログイン画面が表示されます。

②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。

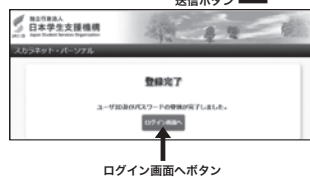


新規登録ボタン

③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、氏名(カナ)、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。

入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先から「確認情報入力ガイド」を参照してください。

④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください([ユーザID・パスワードの管理について]には特に注意してください)。メールアドレスについては、ドメイン名の記入ミスに注意してください。「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。



- ユーザID やパスワードを忘れていたりすることがないように適切に管理してください。
- 奨学生番号や振込口座は、大学院の申込者を除き、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」から確認することができます。
 予約採用申込者：「進学届提出メニュー」→「提出状況の確認」→「採用内容(予定)」
 在学採用申込者：「メインメニュー」→「選考結果詳細」
 大学院の申込者：スカラネットから確認することができないため、奨学生証等により確認してください(不明な場合は学校に問い合わせてください)。

(4) スカラネット・パーソナルの活用

①あなたの奨学金情報を閲覧・確認することができます。

ア. 貸与中の人

- ・奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額(予定)、振込口座情報 等

イ. 返還中の人

- ・奨学生番号、返還総額(元金)、返還残回数、返還残額(元金)、現在請求額、振替口座情報、名義人氏名 等

②以下の手続きを行うことができます。

- ・「奨学金継続願」の入力
- ・第二種月額変更(減額)願の提出
- ・転居・改姓・勤務先(変更)届の提出
- ・振替用口座(リレー口座)の登録・変更手続き
- ・繰上返還の申込み
- ・在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出
- ・奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の提出、または作成・印刷
- ・各種証明書発行申請
- ・最低返還月額申請(所得連動返還方式選択者のみ)

※ユーザID・パスワードの登録または変更後、6か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

※貸与された奨学金の情報がスカラネット・パーソナルの活用で閲覧可能になるのは、奨学生として採用された月(初めて振込みがされる月)の振込日の翌日以降からになります。



3. 奨学金貸与・返還シミュレーション

(1) 奨学金貸与・返還シミュレーションとは

貸与月額等の条件を設定することで、奨学金の返還総額や返還回数等についての試算を行うことができるシステムです。

登録等の手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単に試算が行えます。

(2) 奨学金貸与・返還シミュレーションのURL

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

- ①奨学金貸与・返還シミュレーションの URL から（クリック・タップ）

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



- ②2次元コードから読み込む。





4. アンケートへの協力をお願い

奨学金の事業を継続的に実施していく上で参考とするため、奨学金の貸与中及び卒業後にアンケートの実施を予定しています。ご協力をお願いします。

第五部 資料

1. 貸与月額一覧表

○第一種奨学金貸与月額（2026年度）

<2018（平成30）年度以降入学者>

（単位：円）

区 分		設置者	通学 形態	貸与月額				最高月額
高等 専門 学校	本科 (1～3年生)	国公立	自宅	10,000	21,000			
			自宅外	10,000	22,500			
		私立	自宅	10,000	32,000			
			自宅外	10,000	35,000			
	本科(4・5年生)・ 専攻科	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
専修学校(専門課程・専攻科)	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	
短期大学(本科・専攻科・別科)	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	
大学(本科・専攻科・別科)	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000	
大学院	修士・博士前期 専門職大学院			50,000	88,000			
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学			80,000	122,000			
通信教育	通年スクーリング(大学のみ)【月額】	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000
	夏季または冬季スクーリング【年額】			88,000				
	放送大学(第一学期または第二学期)【年額】			88,000				

※1. 申込時における前年1年間の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになります。

※2. 6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程(4年制)については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用されます。

※3. 通信教育の対象学種は大学(短期大学を含む)及び専門課程を置く専修学校です。

<2009（平成21）～2017（平成29）年度入学者>

（単位：円）

区 分		国 公 立		私 立		低月額
		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	
高等専門学校	本科（1～3年生）	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000
	本科（4～5年生）・専攻科	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
専修学校（専門課程・専攻科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
短期大学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
大学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	54,000	64,000	30,000
大学院	修士・博士前期 専門職大学院	88,000				50,000
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学	122,000				80,000
通信教育	通年スクーリング（大学のみ）【月額】			54,000	64,000	30,000
	夏季または冬季スクーリング【年額】			88,000		
	放送大学（第一学期または第二学期）【年額】			88,000		

※1. 低月額は、学校設置者及び通学別にかかわらず選択することができます。

※2. 6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用されます。

※3. 通信教育の対象学種は大学（短期大学を含む）及び専修学校専門課程です。

< 2008 年度以前入学者 >

在籍する学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額（2026年度）

第一種奨学金の貸与を受けている人が、給付奨学生に採用された場合の第一種奨学金の月額は、次の表のとおりです。第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額等の調整（併給調整）されることがあるので注意してください。なお、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。

給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は本機構にて行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

1.多子世帯でない場合

<調整後の貸与月額（昼間部）>

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の貸与月額

※昼夜課程も含みます。

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分（理工農系）	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	0	0	20,300 (25,000)	13,800	併給調整なし ※1	併給調整なし ※1
	私立	0	0	0	0	21,700 (20,000 30,300)	19,200	20,000 34,500 (20,000 30,000 44,500)	20,000 30,000 44,500
短期大学	国公立	0	0	3,800 (7,100)	0	24,300 (29,000)	17,800	併給調整なし ※1	併給調整なし ※1
	私立	0	0	0	0	22,900 (28,500)	17,400	20,000 30,000 40,000 (20,000 30,000 47,000)	20,000 30,000 47,000
高等専門学校	国公立	7,900 (5,600)	0	20,200 (20,700)	15,100	20,000 32,500 (20,000 35,800)	20,000 33,000	併給調整なし ※1	併給調整なし ※1
	私立	0	0	0	0	24,600 (28,800)	26,000	20,000 33,500 (20,000 30,000 40,500)	20,000 30,000 40,500
専門課程を置く専修学校	国公立	1,900 (3,800)	0	16,200 (19,500)	0	20,000 30,500 (20,000 35,200)	24,000	併給調整なし ※1	併給調整なし ※1
	私立	0	0	0	0	23,800 (29,400)	18,300	20,000 30,000 40,700 (20,000 30,000 47,700)	20,000 30,000 47,700

※次ページの注釈もご参照ください。

<調整後の貸与月額（夜間部）>

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の貸与月額（単位：円）

区分	設置者	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分（理工農系）	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	10,600 (13,900)	0	27,700 (20,000 32,400)	21,200	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	8,400 (15,600)	0	20,000 31,200 (20,000 39,800)	28,700	20,000 30,000 44,000 (20,000 30,000 40,000 54,000)	20,000 30,000 40,000 54,000
短期大学	国公立	0 (1,400)	0	14,600 (17,900)	0	29,700 (20,000 34,400)	23,200	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	7,400 (11,600)	0	20,000 30,200 (20,000 35,800)	24,700	20,000 30,000 45,500 (20,000 30,000 40,000 52,500)	20,000 30,000 40,000 52,500
専門課程を 置く専修学校	国公立	8,800 (10,700)	0	20,800 (24,100)	1,800	20,000 32,800 (20,000 37,500)	26,300	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	5,700 (9,900)	0	29,300 (20,000 34,900)	23,800	20,000 30,000 44,800 (20,000 30,000 40,000 51,800)	20,000 30,000 40,000 51,800

※1. 国公立の「第Ⅳ区分（理工農系）」は、併給調整はされません。併給調整がされない通常の貸与金額については、101ページをご確認ください。

※2. 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※3. 調整後の貸与月額表において、20,000円・40,000円の設定は平成30年度以降入学者が選択できる月額であり、平成29年度以前入学者は20,000円・40,000円を選ぶことはできません。ただし、短期大学（昼間部）・私立・自宅・第Ⅳ区分（理工農系）については、40,000円を選択できます。

※4. 併給調整後の貸与月額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の自宅月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。

<調整後の貸与月額（通信教育）>

（単位：円）

区分	設置者	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分（理工農系）	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
通年スクー リング (大学のみ) 【月額】	私立	<u>20,000</u> 38,800	<u>20,000</u> 30,000 48,800	<u>20,000</u> 30,000 43,800	<u>20,000</u> 30,000 40,000 53,800	<u>20,000</u> 30,000 48,800	<u>20,000</u> 30,000 40,000 58,800	<u>20,000</u> 30,000 40,000 51,200	20,000 30,000 40,000 50,000 61,200
夏季または 冬季スクー リング 【年額】		0		0		27,600		55,500	
放送大学(第 一学期または 第二学期) 【年額】		0		0		27,600		55,500	

※1. 2017（平成29）年度以前入学者は、下線の月額を選択できません。

※2. 併給調整後の貸与月額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の自宅月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。

2.多子世帯の場合

<調整後の貸与月額（昼間部）>

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分(多子世帯)		第Ⅱ区分(多子世帯)		第Ⅲ区分(多子世帯)		第Ⅳ区分(多子世帯)		多子世帯	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	0	0	0	0	0	0	300 (6,300)	6,300
	私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (5,600)	5,600
短期大学	国公立	0	0	0	0	2,700 (7,400)	0	5,200 (10,100)	1,800	12,500 (18,500)	18,500
	私立	0	0	0	0	0	0	0	0	1,300 (8,300)	8,300
高等専門学校	国公立	7,900 (5,600)	0	13,700 (14,200)	8,600	19,500 (22,800)	20,000	21,000 (24,900)	22,800	25,400 (20,000 31,400)	20,000 31,400
	私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (1,600)	1,600
専門課程を置く専修学校	国公立	1,900 (3,800)	0	11,600 (14,900)	0	21,300 (26,000)	14,800	23,800 (28,700)	20,400	20,000 31,100 (20,000 37,100)	20,000 37,100
	私立	0	0	0	0	0	0	0 (100)	0	3,800 (10,800)	10,800

※併給調整後の貸与月額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の自宅月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。

<調整後の貸与月額（夜間部）>

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分(多子世帯)		第Ⅱ区分(多子世帯)		第Ⅲ区分(多子世帯)		第Ⅳ区分(多子世帯)		多子世帯	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	3,100 (6,400)	0	12,800 (17,500)	6,300	15,300 (20,200)	11,900	22,600 (28,600)	28,600
	私立	0	0	0 (5,600)	0	11,200 (19,800)	8,700	14,400 (23,300)	15,000	24,000 (20,000 34,000)	20,000 34,000
短期大学	国公立	0 (1,400)	0	9,200 (12,500)	0	18,900 (23,600)	12,400	21,400 (26,300)	18,000	28,700 (20,000 34,700)	20,000 34,700
	私立	0	0	0 (1,600)	0	10,200 (15,800)	4,700	13,400 (19,300)	11,000	23,000 (20,000 30,000)	20,000 30,000
専門課程を置く専修学校	国公立	8,800 (10,700)	0	18,500 (21,800)	0	28,200 (20,000 32,900)	21,700	20,000 30,700 (20,000 35,600)	27,300	20,000 38,000 (20,000 30,000 44,000)	20,000 30,000 44,000
	私立	0	0	0	0	7,700 (13,300)	2,200	10,900 (16,800)	8,500	20,500 (27,500)	27,500

※1. 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、

「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※2. 2017（平成29）年度以前入学者は、20,000円を選択できません。

※3. 併給調整後の貸与月額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の自宅月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。

<調整後の貸与月額（通信教育）>

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分(多子世帯)		第Ⅱ区分(多子世帯)		第Ⅲ区分(多子世帯)		第Ⅳ区分(多子世帯)		多子世帯	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
通年スクーリング (大学のみ) 【月額】	私立	<u>20,000</u> 38,800	<u>20,000</u> 30,000 48,800	<u>20,000</u> 30,000 40,200	<u>20,000</u> 30,000 40,000 50,200	<u>20,000</u> 30,000 41,600	<u>20,000</u> 30,000 40,000 51,600	<u>20,000</u> 30,000 42,000	<u>20,000</u> 30,000 40,000 52,000	<u>20,000</u> 30,000 43,100	<u>20,000</u> 30,000 40,000 53,100
夏季または 冬季スクーリング 【年額】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放送大学(第一 学期または 第二学期) 【年額】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1. 2017（平成29）年以前入学者は、下線の月額を選択できません。

※2. 併給調整後の貸与月額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の自宅月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。

○第二種奨学金貸与月額

区分		貸与月額
高等専門学校（４・５年生）・専攻科		20,000円～120,000円（10,000円単位）
専修学校（専門課程・専攻科）		20,000円～120,000円（10,000円単位）
短期大学（本科・専攻科・別科）		20,000円～120,000円（10,000円単位）
大学（本科・専攻科・別科）		20,000円～120,000円（10,000円単位）
大学院	修士・博士前期 専門職大学院	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円
通信教育	通年スクーリング（大学のみ）【月額】	20,000円～120,000円（10,000円単位）
	夏季または冬季スクーリング【年額】	20,000円～120,000円（10,000円単位）
	放送大学（第一学期または第二学期）【年額】	20,000円～120,000円（10,000円単位）

1. 私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学する者について、大学の貸与月額のほかに、医学・歯学課程においては16万円、薬学・獣医学の課程においては14万円の貸与月額を選択することができます。
2. 法科大学院の法学を履修する課程に在学する者について、大学院の貸与月額のほかに19万円・22万円の貸与月額を選択することができます。

2. 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受けるときを除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができるとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合には、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還の一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日）、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が不着し又は到達しなかった場合は、当該変更前の住所、電話番号等が通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 2026年2月時点の約款です。関係規定等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。



3. 機関保証制度の保証料（目安）

保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率（第一種奨学金を除く）、返還期間等により異なります。奨学生証、日本学生支援機構のホームページ（以下のURL又は2次元コード参照）又は日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

第一種奨学金（授業料後払い制度含む）の保証料の目安

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html



第二種奨学金の保証料の目安

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html





4. 関係規程

本冊子の内容は、関係規定の改正等により変更が生じる場合があります。最新の情報は、本機構ホームページ等によりご確認ください。

- 独立行政法人日本学生支援機構法
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令



本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>

日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

JASSO

検索



 **@JASSO_general**

 **YouTube JASSOchannel**



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization